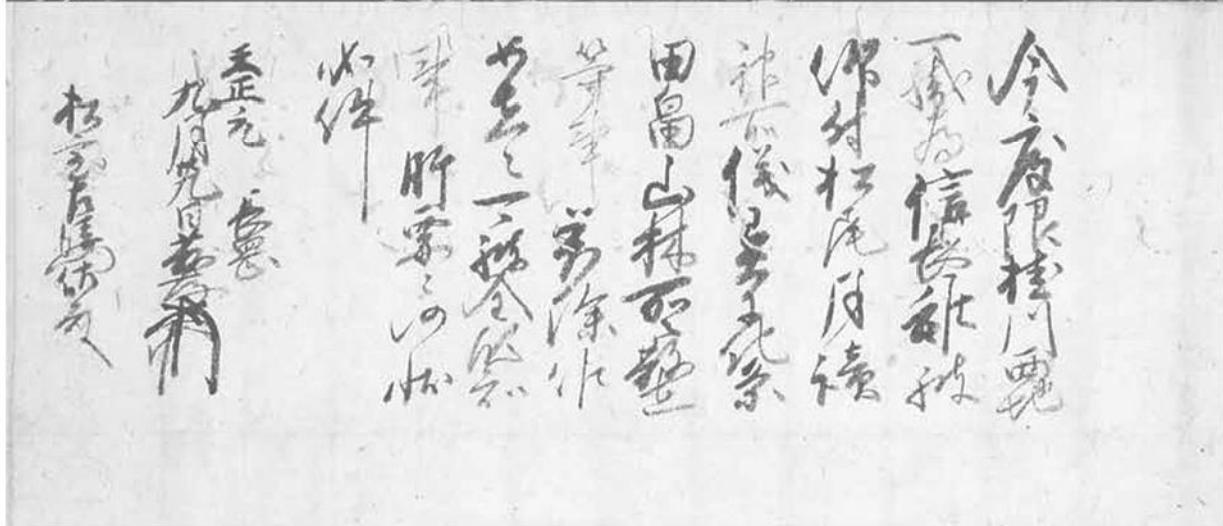


戦国時代の 物集女と乙訓 ・ 西岡

令和元年度（2019）
向日市文化資料館企画展





企画展「戦国時代の物集女と乙訓・西岡」

開催にあたつて

室町時代から戦国時代にかけて、桂川西岸の向日市域を含めた乙訓地域とその周辺は、西岡と呼ばれました。古代の都・長岡京の名前の由来ともなった長く続く向日丘陵が、京都からみて西方に横たわるところから、丘陵を中心とした一帯を広くそう呼んだのです。

西岡には、現代の各地区につながる集落が、当時から成立・展開していました。集落に基盤をおく地侍（國衆）たちは、各々の利害に応じて互いに連携しながら、庄園領主や大名勢力と交渉しつつ、乱世をくぐり抜けていきました。

やがて織田信長の配下となつた細川藤孝が、新たに西岡の支配者となると、国衆たちもさまざまに対応を迫られることになりました。この時の対応が、その後、江戸時代を経て今日に至るまでの地域のあり方に、影響を与えたところもあつたかもしません。

この企画展では、戦国末期の西岡国衆のなかでも有力者であつた、向日市の物集女を本拠とした物集女氏の動向を軸に、当時の古文書や考古資料、後世の関連資料を展示・紹介します。

令和二年（2020）三月

向日市文化資料館



空からみた乙訓・西岡 南東上空から北西方向を望む 2012年撮影 (公財)向日市埋蔵文化財センター提供

目 次

物集女庄のひろがり	3
物集女氏の登場	4
三好長慶の台頭と物集女氏	7
信長上洛と明智光秀	10
細川藤孝の桂川西地支配	11
物集女氏の最期	16
物集女城	18
勝龍寺城	19
「戦国時代の物集女と乙訓・西岡」関係地図	21
物集女庄の終焉	22
祀られた物集女氏	24
物集女の神役仲間	27
物集女庄・物集女氏関係略年表	27
展示資料一覧	27
おもな参考文献、展示協力者・機関	27

凡 例

一、本書は、令和二年（二〇二〇）二月二九日から三月二九日までを会期として開催する、令和元年度向日市文化資料館企画展「戦国時代の物集女と乙訓・西岡」の展示内容をもとに編集した図録である。

二、本書には、展示資料のすべてを収録しておらず、展示していないものでも掲載したものがある。写真パネルを展示した古文書には、写真説明に「*」を付した。展示内容については、巻末の展示資料一覧を参照されたい。

三、掲載資料の写真番号は、展示番号に一致させたため、編集の都合上、順番どおりでなく、番号も抜けているところがある。

四、古文書の解説文については、別刷り・挟み込みの解説文集に掲載した。解説文の番号は、図録の写真番号、展示資料一覧と一致する。

五、掲載した展示資料の写真は、東寺百合文書については東寺百合文書web、革嶋家文書については京の記憶アーカイブから取得し、そのほかは所蔵者・管理者から提供を受け、一部を当館で撮影した。

六、会期中に、次の関連事業を行う予定であったが、新型コロナウイルス感染拡大防止のため中止となつた。

○記念講演会

- I 三月一四日（土） 「最後の物集女城主 物集女宗入の『云説と足跡』」
松田道觀氏（大本山清淨華院史料編纂室研究員）
- II 三月二一日（土） 「西岡・乙訓の城館と物集女城」
福島克彦氏（大山崎町歴史資料館館長）
- III 三月二八日（土） 「信長・光秀の時代と物集女氏」
仁木 宏氏（大阪市立大学教授）

○ふるさと歴史紙芝居＆乙訓の中世文書を読む

- 三月二二日（日） 歴史紙芝居「鯨波 関の声を上げよ」・「細川藤孝」
中西昌史氏（京都乙訓ふるさと歴史研究会代表）
- 「戦国時代末期の物集女氏関係文書を読む」
玉城玲子（向日市文化資料館館長）

七、本展開催には、京都府文化芸術振興・発信事業補助金の交付を受けた。

八、本書の編集・執筆は向日市文化資料館において行つた。

- 表紙写真
長岡（細川）藤孝判物 重要文化財 東寺文書（教王護国寺（東寺）所蔵）
- 裏表紙写真
物集女村聖衆院開基坐像（大本山清淨華院所蔵）
- 裏表紙写真
神足友春等連署書状（部分） 国宝 東寺百合文書ソ函二六三（京都府立京都学・歴彩館所蔵）
- 裏表紙写真
京都学・歴彩館所蔵
- 裏表紙写真
物集女久勝書状（部分） 天龍寺文書六三一（天龍寺所蔵）
- 裏表紙写真
物集女久勝書状（部分） 国宝 東寺百合文書ソ函九九（京都府立京都学・歴彩館所蔵）
- 裏表紙写真
物集女疎入書状（部分） 松尾月読社文書七一二（京都大学総合博物館所蔵）
- 裏見返写真
空からみた桂川とその西岸（長岡京市教育委員会提供）
- 裏見返写真
長岡藤孝判物（部分） 松尾月読社文書三一七（京都大学総合博物館所蔵）
- 裏見返写真
空からみた乙訓・西岡（公財）向日市埋蔵文化財センター（提供）
- 裏見返写真
物集女疎入書状（部分） 松尾月読社文書七一二（京都大学総合博物館所蔵）

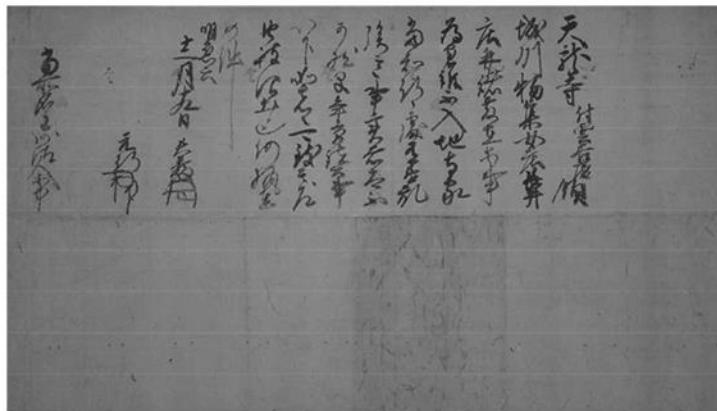
物集女庄のひろがり

物集女の地名は、現在も向日市物集女町として残りますが、古代から庄園として開発されてきた物集女の地は、丹波に至る山陰街道に沿って、大枝や沓掛（現京都市西京区）あたりまで、さらに北へ延び、松尾社の神領と接する広い範囲に及んでいました。

平安時代末の院政期（一二世紀中頃）に山野を開発した、開発領主の末裔として、伊王氏の存在が確認されます。伊王氏は後鳥羽上皇に近い一族であり、承久の乱の結果、上皇が隱岐に流されると、物集女庄は幕府によって没収されます。

鎌倉中期には、物集女庄北部の山野が朝廷の実力者である九条道家に寄進され、さらに後鳥羽上皇の菩提をとむらうため、庄域に接する法華山寺（ほっけさんじ）に寄進されます。

室町時代になると、物集女庄は、足利尊氏によつて、後醍醐天皇をとむらうために創建された天龍寺に寄進されます。京都近郊では例の少ない比較的まとまと本在所を持ち、山手の散在分を加えた物集女庄は、天龍寺の重要な庄園として、戦国時代の末に至るまで維持されていくことになります。



1 室町幕府奉行人連署奉書 * 明応6年(1497)12月19日
天龍寺文書570 原品は天龍寺所蔵

乙訓郡内の天龍寺領である物集女庄、長井庄（現長岡京市開田付近）と諸散在所領について、守護不人の地として違乱（秩序をみだすこと）の停止を、幕府が名主・沙汰人中へ命じたもの。物集女庄は寺納米341石余と、天龍寺領全体の納米高の6分の1を占め、長井庄は寺納米18石余と小規模であるが、ともに天龍寺近くに立地する重要庄園であった。

応仁・文明の乱後の乙訓郡内へは、幕府管領を務める細川氏の勢力進出が強まり、その被官となっていた地侍たちによる年貢対拠（年貢などを納入しないこと）が多発していたことから、天龍寺の働きかけでこの命令が出されたとみられる。



物集女氏の登場

物集女を名乗る人が、乙訓・西岡の歴史上に現れるのは、応仁・文明の乱がひとまず終息して一〇年ほど後の長享元年（一四八七）のことです。西岡の郷村を本拠とする土豪・地侍たちのなかには、約一五〇年前、後醍醐天皇による建武政権を足利尊氏が倒した戦いに参加したものもあり、物集女氏はかなり遅れて登場したことになります。

しかしすでにその時、物集女氏は、「惣國」という広範囲な結び付きの代表者となっていました。同じ頃、物集女姓の人びとが、物集女以外でも名請人として耕作地を所持しており、おそらくかなり以前から、当地での活動を始めていたと思われます。

山陰街道沿いに丹波国境まで及ぶ、まとまつた領域を持つ天龍寺領物集女庄を本拠に地元を掌握し、時には近隣における問題を解決するなどして、地名を名字とする有力者、国人へと成長していったことが想像されます。

戦国時代へと向かうなかで、この地へ勢力を伸ばしてきた細川氏の配下となり、その意向のもと、被官として、この地域に臨むこともありました。

2 向日神社本殿造立棟札

応永29年(1422)11月27日上棟

重要文化財向日神社本殿の附 向日神社所蔵

向日神社の本殿が、応永25年に事始め、4年後に上棟された時の棟札。造営に結集した7つの郷のなかに物集女があり、その代表者として「源太郎左衛門入道道集」と「同(源)三郎左衛門尉光清」の名がある。物集女氏は「光」の字を代々の名に多く用いており、棟札の人物は、この65年後に初めて名乗りが確認できる物集女氏の、直接の先祖にあたるかもしれない。



(赤外線写真)

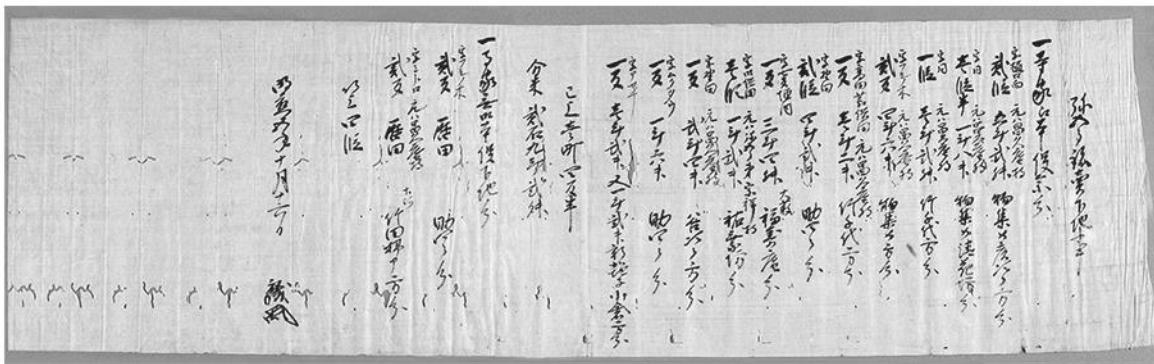


3 神足友春等連署書状 長享元年(1487)閏11月3日 国宝 東寺百合文書を函312-1 京都府立京都学・歴彩館所蔵

西岡の中の、もと畠山義就が支配していた土地へ、細川氏被官の上田林某が進出する企てに対し、地元国衆らが細川方へとりやめを申し入れた。その交渉の礼銭を各郷村から集めることになり、領主からも合力(協力)を得るため、東寺領上久世庄の庄官である寒川家光へ宛て、6名の国衆らが出した書状。この事態を「惣國の大儀」と記すところ、当時の西岡に“惣國”という、地域のまとまりが出来ていることがわかる。

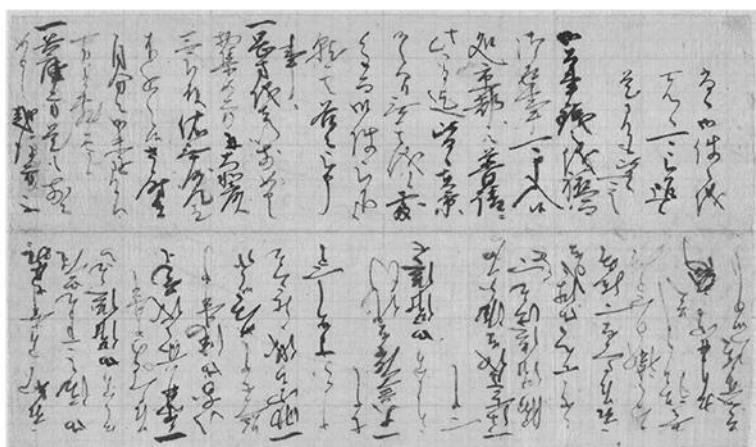
4人目に署名するのが「物集女四郎右衛門尉光重」で、今のところ物集女を名字とする人物として確認できる最初。ほかは小野、鶴冠井、竹田、平、神足を名乗り、いずれも西岡の郷村に本拠を置く人びとである。





4 下久世庄百姓弥五郎跡壳下地注文 明応5年(1496)10月16日 国宝 東寺百合文書口函42
京都府立京都学・歴彩館所蔵

物集女の南東に隣接し、上久世庄とともに東寺領の庄園である下久世庄内の田地に、「物集女彦次郎」「物集女清花坊」「物集女方」が権利をもっていることが記される。

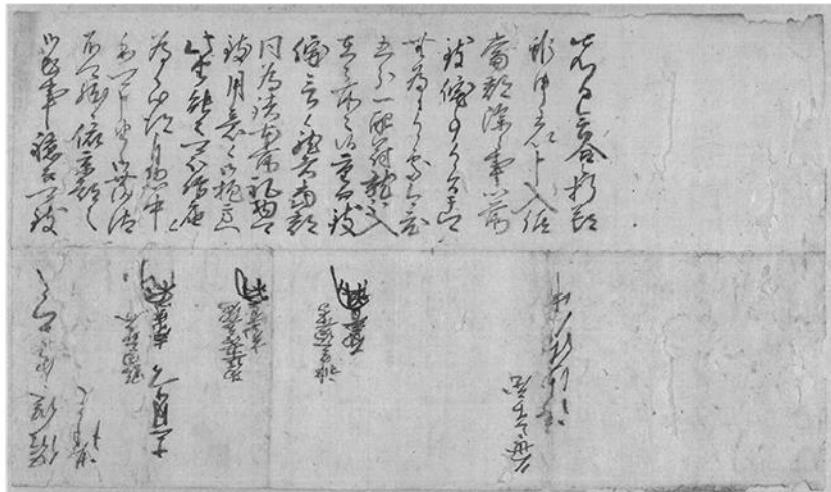


5 下久世庄公文正弘書状

年未詳 9月24日

国宝 東寺百合文書を函497
京都府立京都学・歴彩館所蔵

下久世庄内の田地に権利をもつ「物集女方」が、年貢を未納していることを、
下久世庄の公文(庄官)が東寺に報告した手紙。



6 神足友春等連署書状

(明応7年(1498))12月11日

国宝 東寺百合文書ソ函263
京都府立京都学・歴彩館所蔵

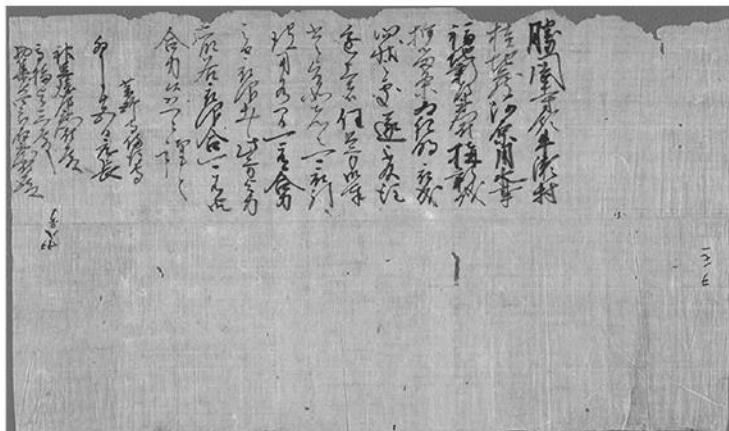
長享元年(1487)の「惣國の大儀」から11年後、乙訓郡へさらに勢力を伸ばす細川氏方からの新たな税(五分一済)の賦課を、郡内各領主から礼物を贈り免除してもらうようになったことを久世上下庄へ伝え、京都(領主、久世の場合は東寺)からの返事に応じて礼物の催促をするようにうながす手紙。この9日後の12月20日付けで出された上久世庄の寒川家光書状では、ここに連署する野田泰忠ら3名のことを「年老衆」と呼んでいる。折紙形式のため写真では逆さまになっている署名部分の真ん中が物集女光重で、この時、「年老衆」という、惣國の代表者の一人であったことがわかる。

7 薬師寺元長折紙案

年未詳 4月15日

国宝 東寺百合文書ヲ函171
京都府立京都学・歴彩館所蔵

明応4年(1495)から7年にかけておきた桂川から用水を引く権利をめぐる対岸との争いのなかで、西岸側の主張を通すため、細川政元の家臣から、細川氏の「与力衆」の立場で合力(協力)するよう、連絡を受ける西岡の国人衆のなかに、「物集女四郎右衛門尉(光重)」がいる。



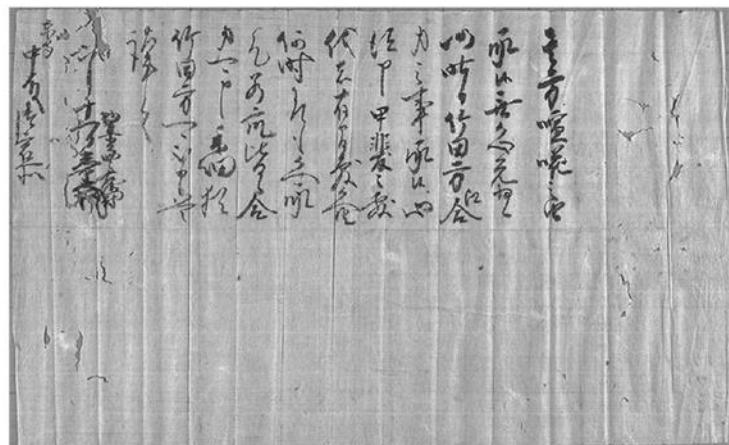
8 物集女光重書状

(文亀2年(1502)) 6月11日

国宝 東寺百合文書ヲ函222
京都府立京都学・歴彩館所蔵

東寺と上鳥羽との間に「喧嘩」(もめごと)がおこり、竹田方(寺戸の国人)から聞いた東寺への合力(協力)要請を了承した旨を、東寺側へ書き送ったもの。

文中に「若衆皆々合力申すべくそうろう」とあり、物集女氏が「若衆」という組織を持つていたことがわかる。

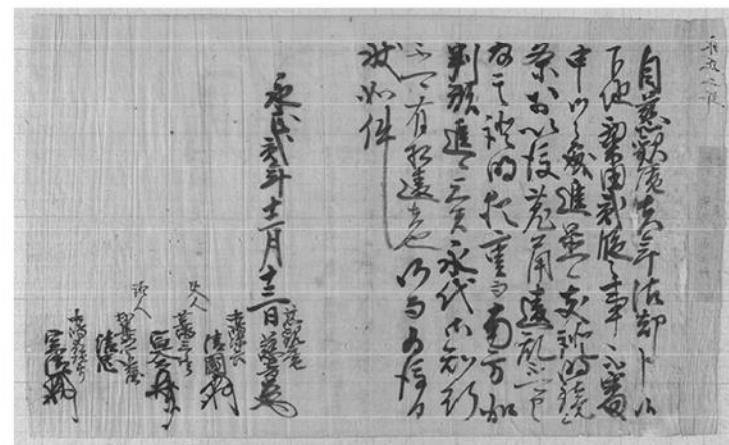


9 慈観庵慈音等連署請文

永正2年(1505)12月13日

重要文化財 革嶋家文書127
京都府立京都学・歴彩館所蔵

慈観庵(葛野郡岡郷付近の庵か)の売却田地に関して、「物集女二郎兵衛清忠」が証人名を連ねる。

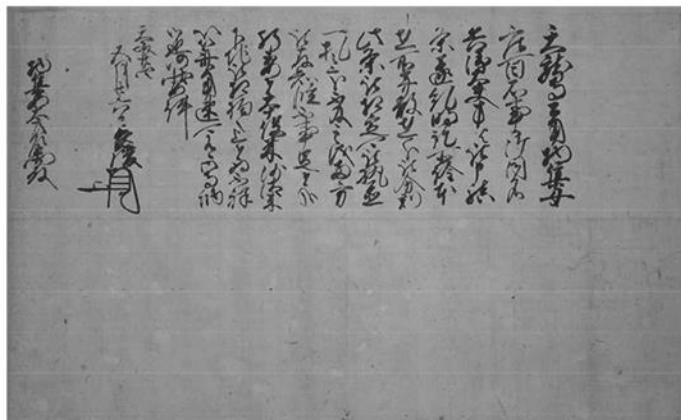


三好長慶の台頭と物集女氏

幕府の管領を務める細川氏の家臣であつた三好長慶は、天文一八年（一五四九）に入京し、天文二年八月には將軍足利義輝を京都から追放し、摂津芥川城に入つて、畿内とその周辺を押さえる政権を誕生させます。年貢の未納や用水の利用など、庄園領主や地域から持ち込まれるさまざまな問題については、実態を調査し、裁定する支配を進めました。

三好氏が台頭してくる前後から、その被官のなかに物集女氏の姿を見いだすようになります。物集女氏は、西岡の有力者として地域内で連携をとりながら、大名勢力とも被官関係を結んできました。

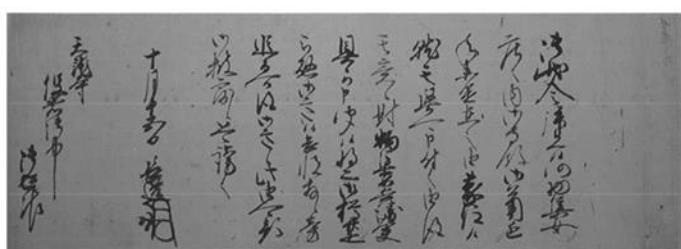
しかし、一六世紀も半ばを過ぎると、ゆるやかな被官関係というよりも、大名配下の一員としての行動が目立つてきます。京都への西からの出入口に位置し、京都をめぐる激しい情勢の変化に常にさらされ、強く影響を受ける西岡に本拠を構える国衆として、自立的に勢力を維持することが、次第に難しくなつていたのかもしれません。



10 三好長慶判物 *

天文24年(1555)5月26日 天龍寺文書629
原品は天龍寺所蔵

天文22年に摂津芥川城に入り、畿内一円を支配した三好長慶が、物集女庄から納入されるべき天龍寺公用米について、裁定を下した文書。この頃、物集女庄は百石の納入を約束して、宛名の物集女太郎左衛門尉と文中の同名(物集女)兵衛大夫が代官を務めていた。物集女姓の両者が相談して本在所と散在分を分割して管轄することになっていたが、本来は相談内容を文書に作成すべきところ、それをせず本役米も納入しないことについて、その状況を調べ上げたうえで、早く算用をして、天龍寺へ公用米を納入するよう命じている。天龍寺領物集女庄の代官を物集女氏が務めていること、物集女氏は一家だけでなく、同名の複数の家があったことがわかる文書。



11 三好長逸書状 * 年末詳10月15日 天龍寺文書630

原品は天龍寺所蔵

公用米未進に関する天龍寺側の手紙を受け取った三好氏重臣の長逸が、物集女兵衛大夫へ納入を堅く申し聞かせることを、寺側へ伝えた手紙。天龍寺からは酒代20疋が、挨拶として手紙に付けられており、その礼を書き添える。物集女庄の代官を務める兵衛大夫久勝は、三好氏の被官としても働き、長逸と手紙を交わす関係だった。



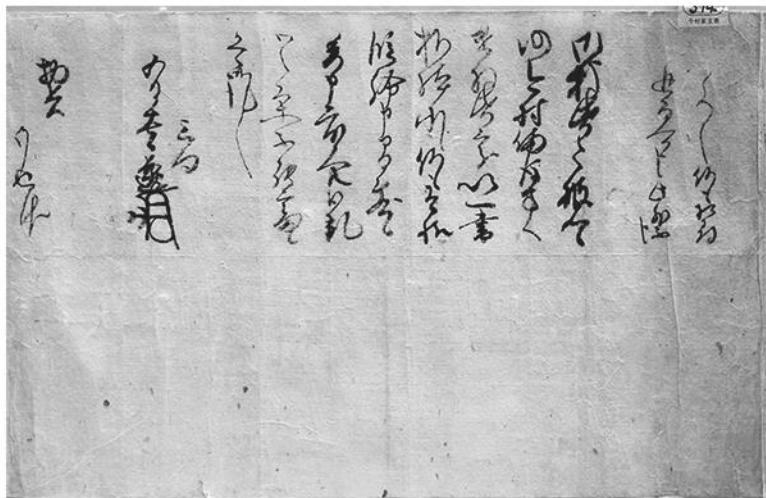
12 物集女久勝書状 * 年末詳9月2日 天龍寺文書631

原品は天龍寺所蔵

物集女庄公用米の納入が、大雨・大水で延びているが、必ず運上することを天龍寺に約束した内容。残されている数少ない物集女氏発給の文書として、貴重なものである。

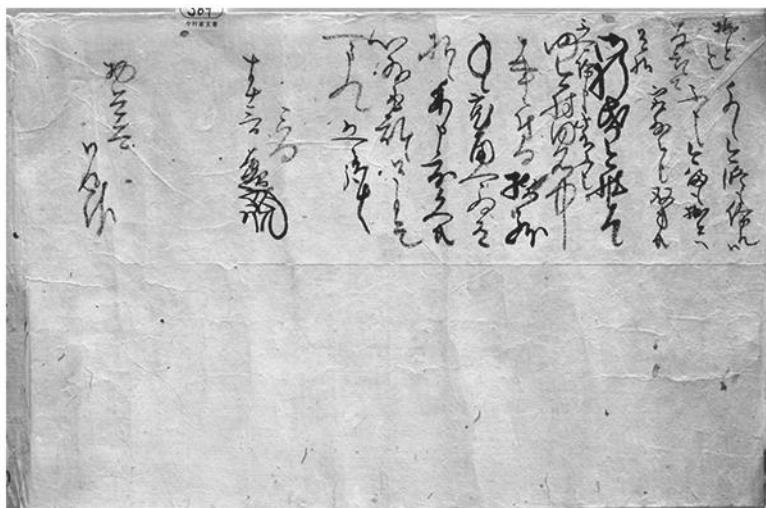
13 三好長逸書状 年未詳 5月17日
今村家文書369 個人蔵
京都市歴史資料館寄託

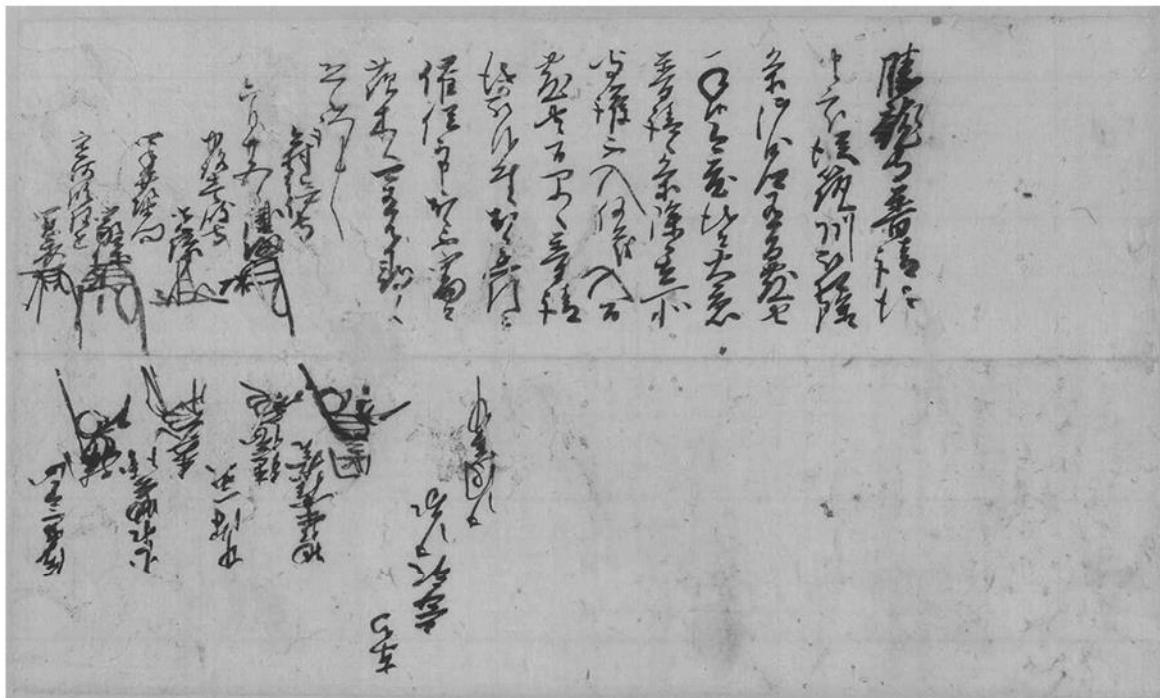
三好長慶の配下で、三好三人衆の一人である長逸から、「物兵」こと、物集女兵衛太夫久勝に宛てた書状。詳しい事情はわからないが、京都・鴨川東岸の伏見街道に沿った付近に地盤をおく土豪、今村氏の「今村備後方」からの「折紙」(書状)によって、状況は理解したこと、しかし今は「取り乱れ」ていることを、とりあえず書き送っている。



14 三好長逸書状 年未詳 10月13日
今村家文書369 個人蔵
京都市歴史資料館寄託

三好長逸から、「物兵太」こと、物集女兵衛太夫久勝に宛てた書状。これも詳しい事情は不明であるが、今村氏の「同名中」に関する物集女久勝からの「折紙」(書状)に対して、おおよそ様子はわかっているが、今は「もってのほか取り乱れ」ている、と前号と同じような返答をしている。





15 物集女国光等連署書状（天文22年(1553)カ）6月25日 国宝 東寺百合文書い函99 京都府立京都学・歴彩館所蔵

乙訓郡において、山城国守護や郡代が拠る場所であった勝龍寺を普請するための負担を、所領に課せられた東寺が、三好長慶から免除されている旨の返答をしたところ、この度は「火急」の普請であり、守護不入などこれまでの特権は認められず、早く命令に従うよう通告された文書。天文22年(1553)のものかとみられている。

京都とその近郊に本拠をおく國衆ら8人が、三好方の通告を伝えている連署の末尾に「物集女孫九郎國光」まごく ろうくにひつがいる。



16 三好長慶書状（永禄元年(1558)5月10日 中西昌史氏所蔵文書

三好長慶の家臣松山新介(重治)と行動をともにして合戦に備えるよう、京都近郊各地の大勢の国衆へ命じた書状の宛名のなかに、「物集女兵衛大夫(久勝)」の名がある。

信長上洛と明智光秀

永禄一一年(一五六八)九月二六日、織田信長の軍勢が、在陣した東寺から西岡方面に進出し、三好三人衆の一人、石成友通(いわなりともみち)がたてこもる勝龍寺城を攻撃しました。翌日からは向日神社付近や奥海印寺の寂照院などへと陣を進め、さらに大山崎に乱入、西岡の村々も焼き討ちに遭います。勝龍寺城の石成勢は奮戦するも、四目には降伏しました。

上洛により、京都とその周辺に支配を及ぼすようになつた信長とその家臣団のなかに、明智光秀の姿もありました。将軍となつた義昭に仕えていた光秀は、織田家中の一員ともなつて、合戦への参加とともに、在地の支配にもあたります。天正元年(一五七三)九月からは、信長家臣団の中の村井貞勝とともに二人で京都の代官を務め、京都とその周辺に関する安堵などの支配を行いました。

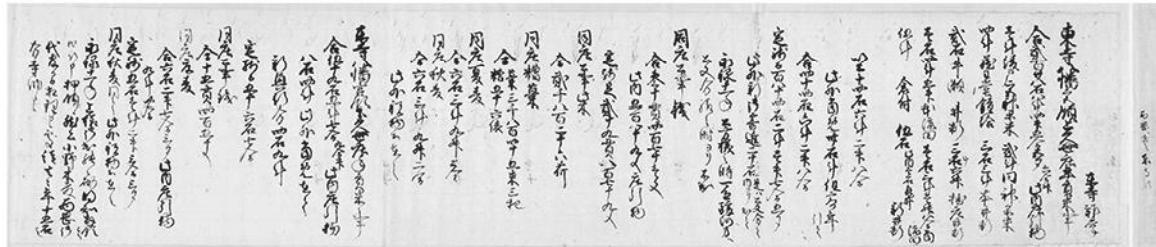
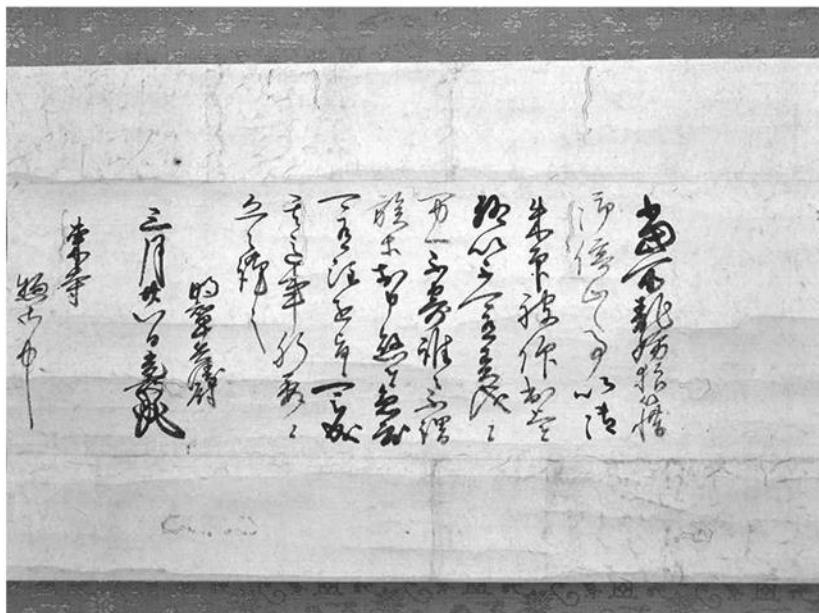
17 明智光秀折紙

年未詳 3月28日

重要文化財

東寺文書千字文之部寒
教王護国寺(東寺)所蔵

らんぼうろうりき
東寺へ乱妨狼藉はたらきかけ
ないように命ずる信長の朱印状が出たことを受けて、その内容を保障する明智光秀の文書。光秀が京都の代官を務めていたとされる天正元年(1573)9月から、「惟任」を称するようになる天正3年7月までの間のものとみられている。



18 久世上下庄年貢米公事錢等注文 年月日未詳 国宝 東寺百合文書へ函225 京都府立京都学・歴彩館所蔵

足利尊氏による建武3年(1336)7月の寄進以来、東寺鎮守八幡宮領の庄園として、その経済を支えた久世上下庄から、納入すべき年貢米と公事物の一覧を書き上げたもの。末尾に「永禄十一年(1568)の上様(信長)ご出張のみぎり、明知(光秀)押領の由、申され押領」されていたところ、天正10年(1582)の本能寺の変後、秀吉配下の「小野木(重次)殿、西岡御代官の間」に、東寺から交渉して2年前から15石が寺納された、とある。東寺領庄園としての最後の年である天正13年(1585)前後の作成とみられる。

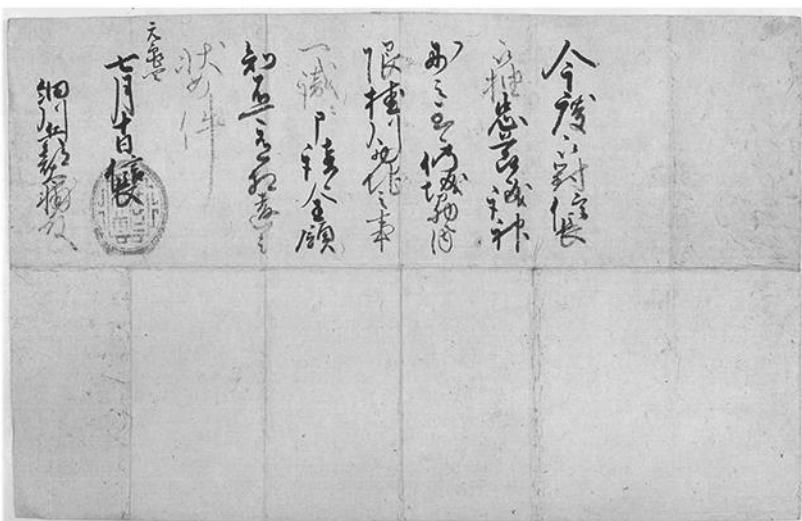
細川藤孝の桂川西地支配

細川藤孝は、室町幕府奉公衆の三淵家に生まれ、和泉守護の細川家に養子に入つたとされていますが、実際は細川姓を許された別の家を養家とする説が、最近では有力です。

藤孝は、将軍義輝や、義輝暗殺後には、各地を流浪した弟義昭に仕えました。永禄一年（一五六八）九月に信長の軍勢とともに上洛、義昭をたすけて京都周辺で戦い、翌永禄一二年正月には勝龍寺城に進駐、以降、藤孝は勝龍寺城に本拠をおくようになります。

やがて、義昭と信長とが対立するようになると、藤孝の立場は難しくなります。ついに合戦となり、義昭が降伏して室町幕府の事實上の滅亡に至る過程で、藤孝は岐阜にいる信長に畿内の情勢を報告し、義昭打倒に協力しました。

この功績によって、元亀四年（一五七三）七月一〇日、義昭のいる横島落城に先立つこの日、信長の朱印状が藤孝に宛てて発給され、山城国のうち桂川から西の地の領知を認められました。藤孝は、この時以降、西岡の古名で歌枕うたまくらである長岡を名字とし、長岡藤孝の名で、本格的な支配にのりだしていきます。西岡の国衆たちは、それぞれの考え方により、藤孝の支配への対応を迫られることになります。



19 細川藤孝書状（元亀3年(1572)9月4日
長岡京市教育委員会所蔵

3年前に新たに存在が確認された古文書で、永禄12年（1569）から勝龍寺城に入っていた藤孝が出した文書。

織田信長から「勝龍寺城米」を領内の諸入組地に賦課するよう命令があったが、「貴寺」の「上桂・朝原」はこれまでどおりの寺納を保障する、としたもの。文中に「明十（明智光秀）・臨江（里村紹巴）」からも、ことさらに「御理」（要請）があつたとある。

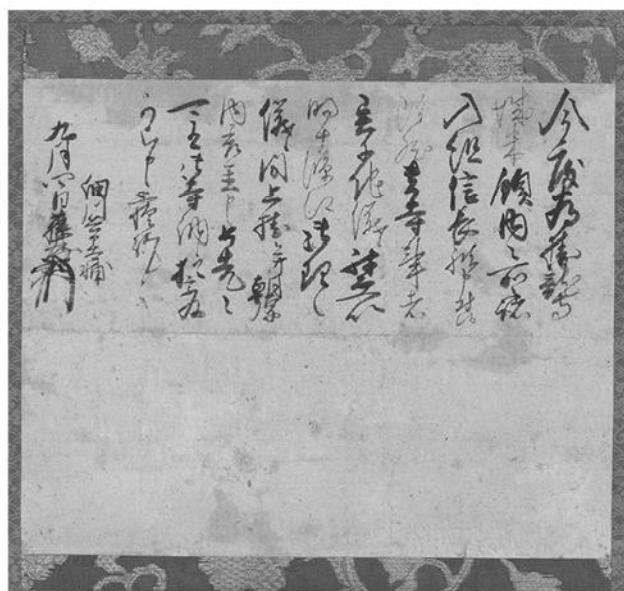
左端の宛名が記された部分を切り取って掛け軸に立てられているが、内容から「貴寺」は東寺である可能性が指摘されている。

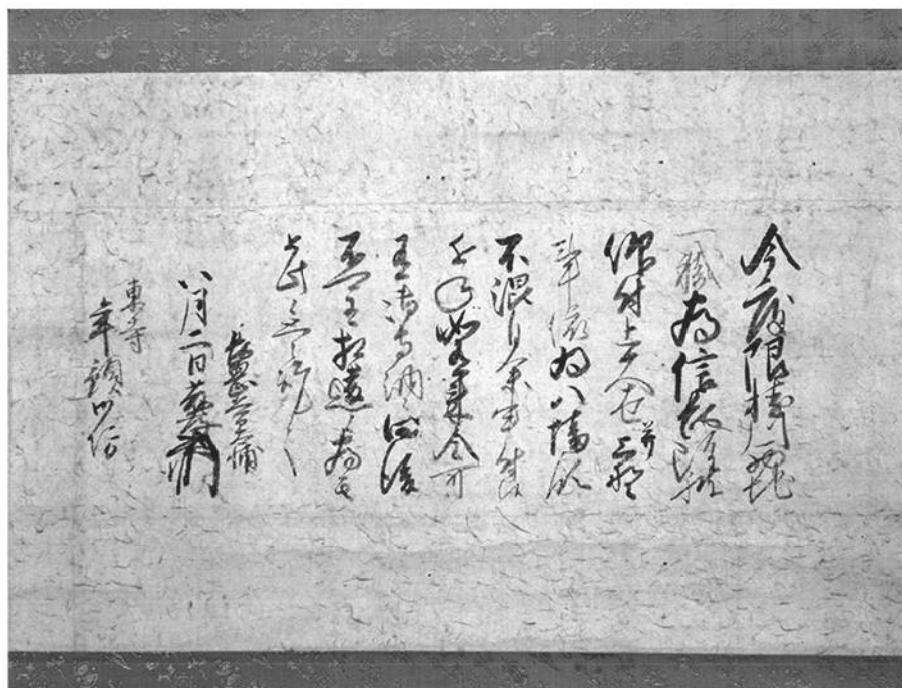
20 織田信長朱印状 *

元亀4年(1573)7月10日
重要文化財 細川家文書
原品は永青文庫所蔵

信長への藤孝の忠節を評価して、藤孝に山城国内の「桂川西地」を「一職」に領知することを認めた内容。この文書によって、藤孝は大名への道を歩み始めた。

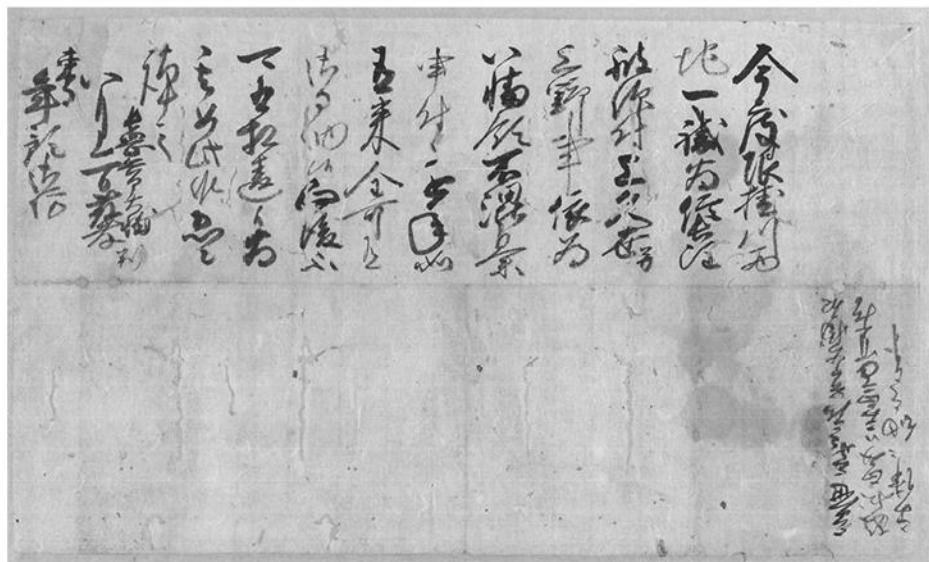
後に肥後熊本藩の大名家となる細川家の出発点を示す古文書とされている。





21 長岡藤孝判物 (天正元年(1573)) 8月2日 重要文化財 東寺文書五常之部札6
教王護国寺(東寺)所蔵

前月10日付けの織田信長の朱印状により、「桂川西地」の支配が「一職」に細川藤孝に任せられたことを受けて、そのなかに含まれる上久世と上野については、東寺の鎮守八幡宮領であるため、従来どおり東寺領であることを保障した藤孝の文書。名字を、細川ではなく「長岡」と名乗っている。



22 長岡藤孝折紙案 (天正元年(1573)) 8月2日 国宝 東寺百合文書ニ函305
京都府立京都学・歴彩館所蔵

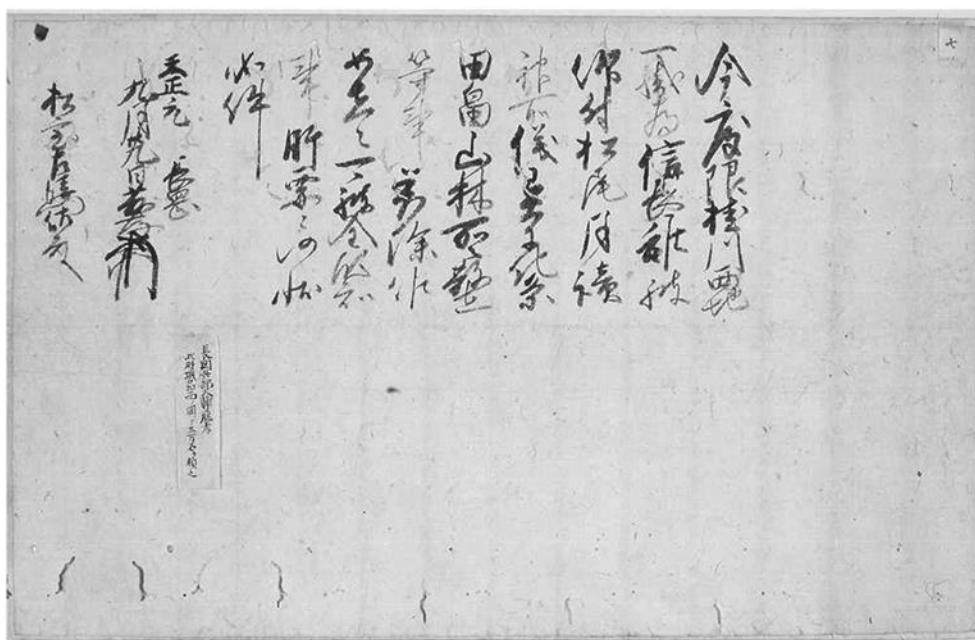
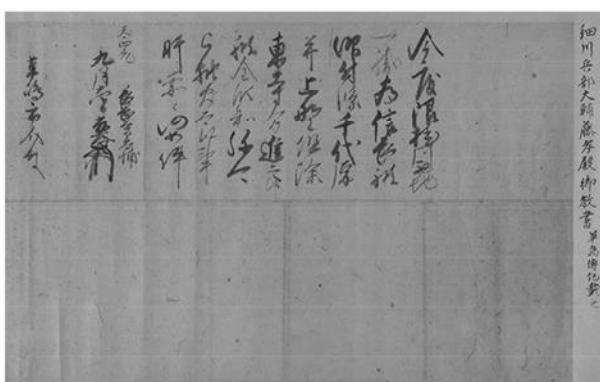
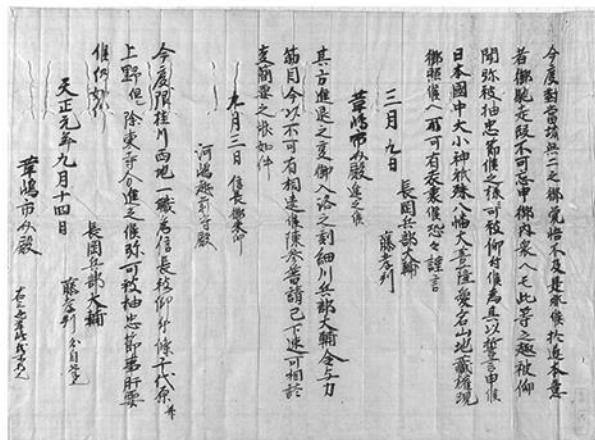
21の藤孝の判物をもらった時に、東寺側で作成した写し。文言どおりに書き写した後、折紙の端(写真では逆さになっている部分)に、「兵部大輔(藤孝)の放状(権利を放棄する、つまり上久世・上野に関する東寺の権限を認めること)、正文(21の文書)は文陣(東寺の重要書類を保管した内陣文庫のことか)に納めた」ことが記されている。

- 24 細川藤孝請文案 (元龟4年(1573)) 3月9日
 25 織田信長朱印状案 (元龟3年(1572)) 9月3日
 26 長岡(細川)藤孝折紙案 天正元年(1573) 9月14日
 重要文化財 草嶋家文書 16-1・2・3
 京都府立京都学・歴彩館所蔵

江戸時代に入ってからも、それ以前と同じ場所に居を構える革嶋家で作成された、所有する重要文書3通を1枚の料紙に写したもの。

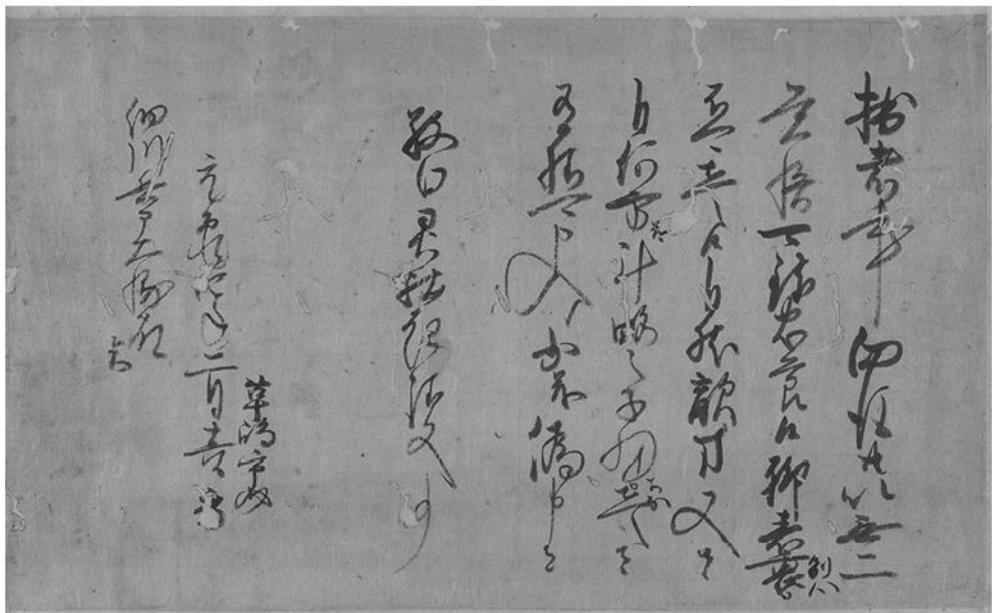
最初に写すのは、23(次頁)の起請文によって藤孝への忠節を誓った革嶋秀存へ、今度は藤孝からも神仏に誓う形で返した文書。中央は、革嶋秀存の先代一宣へ信長から与えられた朱印状で、革嶋氏は藤孝の「与力」であり、合戦への参加や普請などよく相談するよう伝えたもの。左端は、藤孝が信長から桂川西地一職支配を認められた後に、千代原と東寺領を除く上野について、秀存による領知を保障した文書。これらの文書は、後の時代の革嶋家にとっても、家の由緒を示す大切なもので、さまざまなものでいくつもの写しが繰り返し作成されている。

下は、26の写しの正文で、参考のために掲げた(革嶋家文書3-1)。藤孝が東寺へ領知を安堵した1ヵ月余り後に、当該地のなかにある東寺分は除いて革嶋秀存へ認めており、文言も東寺宛てのものとは少し違っている。藤孝の桂川西地支配が、段階的に進められていることがわかる。



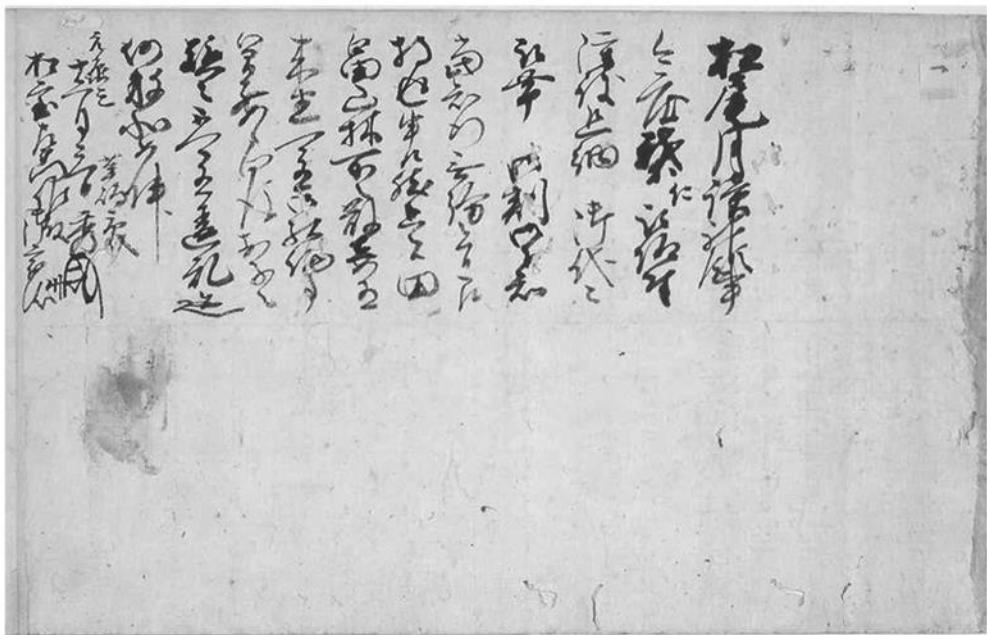
28 長岡藤孝判物 天正元年(1573) 9月29日 松尾月読社文書3-7 京都大学総合博物館所蔵

東寺や革嶋氏へ出した領知安堵と同じ内容で、藤孝の裁量により、松尾月読社の田畠山林その他の散在領について、神官松室氏へこれまでどおりの領知を安堵した文書。革嶋氏へ安堵してから、さらに15日後の日付けになっている。下に貼られた付箋は、江戸時代以降に松室氏が古文書を整理した際に付けたもので、「長岡兵部大輔藤孝、此時城州西ノ岡ニテ三万石ヲ領之」とある。



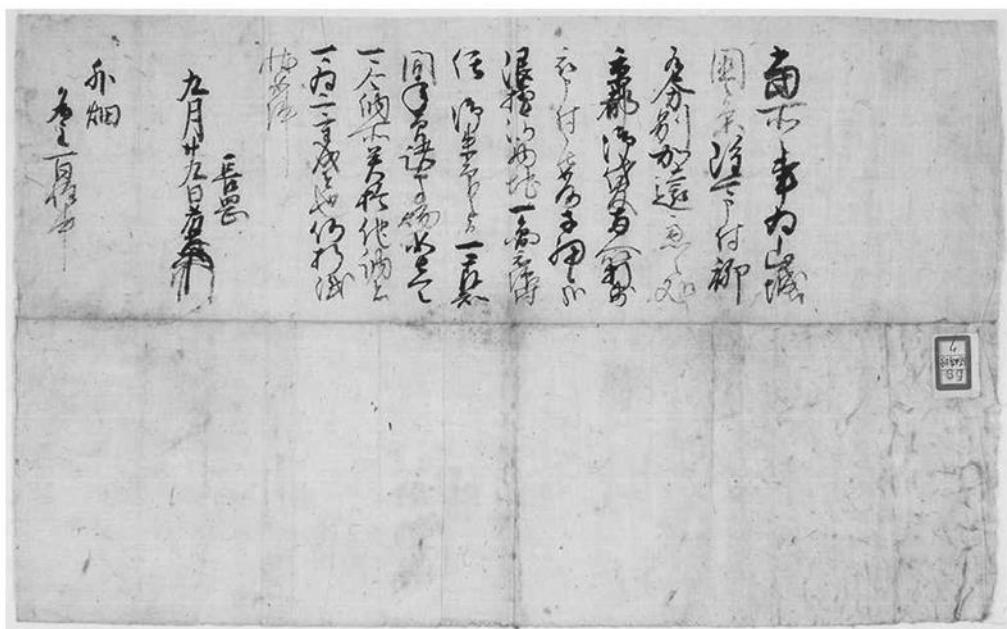
23 革嶋秀存起請文案 元亀4年(1573)2月16日 重要文化財 革嶋家文書1-15
京都府立京都学・歴彩館所蔵

信長入京の翌年、永禄12年(1569)から勝龍寺に居所を構えた細川藤孝に宛てて、葛野郡革嶋庄(京都市西京区川島)の土豪革嶋氏の当主が出した起請文の自筆写し。今後は「無二の覚悟をもって忠節」を尽くすこと、他からの計略があれば報告することなどを誓っている。この5ヵ月足らず後に、藤孝が仕えていた將軍義昭は信長に攻撃されて没落し、信長から藤孝へ「桂川西地」の一職支配が認められることになる。



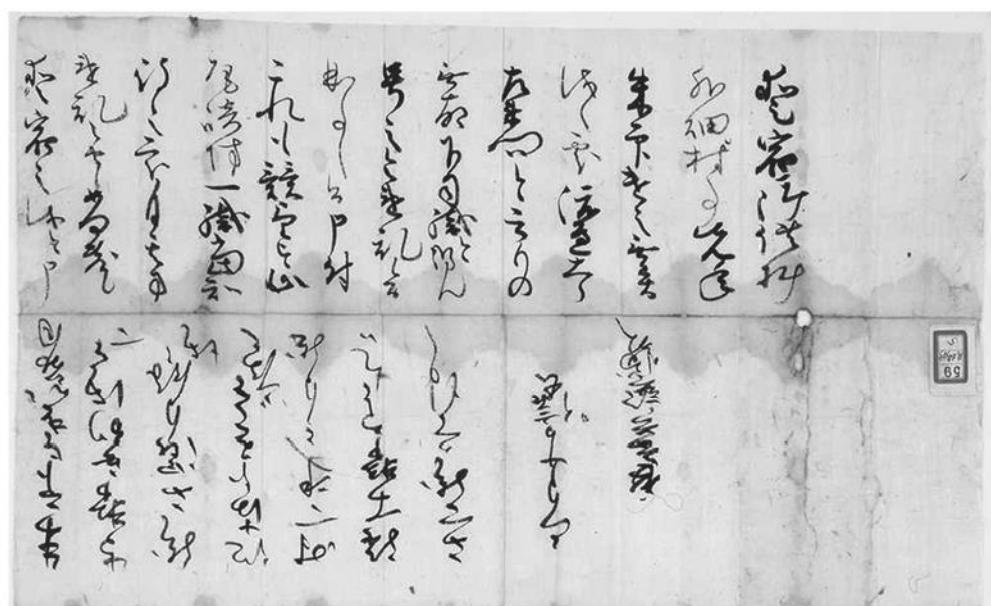
29 革嶋秀存放状 元亀3年(1572)12月3日 松尾月読社文書7-1 京都大学総合博物館所蔵

松尾月読社の神領を、革嶋秀存が支配することとなり、年貢の収納も始めていたが、松尾月読社側が代々の知行を主張し、幕府もこれを認めるところとなつたため、秀存が与えられた権利を放棄することを、松尾月読社の神官松室氏に書き送った。この文書を「放状」と書いている。藤孝が桂川西地一職支配を認められる半年以上前のことである。この時、松尾月読社側は失った神領支配を一時回復できている。



31 長岡藤孝折紙 * 年未詳 9月29日 愛宕山尾崎坊文書59-7 原品は京都大学総合博物館所蔵

乙訓郡西端の外畠村は、寺戸から大原野を通り丹波・摂津へと抜ける道沿いに位置する山村で、西山の稜線を西へ越えたところにあり、丹波・摂津との国境に近い。藤孝は、支配を及ぼすべきところ、「分別」あり「遠慮」していたが、京都代官から「折紙」文書が出されたことに対し、「桂川西地」は一円に信長から朱印をもって任されているとして、自分の方へ年貢・公事物を出すよう、外畠村の名主・百姓中へ命令した。



32 織田信長書状案 * 年未詳 6月10日 愛宕山尾崎坊文書59-5 原品は京都大学総合博物館所蔵

信長から藤孝に宛てた書状の写しで、藤孝が外畠村へ支配を及ぼそうとすることを制止した内容。愛宕社の御供料として、信長が朱印状を遣わして安堵しており、藤孝の「強所務」はしかるべきからず、と書き送っている。外畠村は、藤孝が任された「桂川西地」に含まれる所領であるが、愛宕社の尾崎坊による「一職當知行」を信長が認めており、藤孝の行為の方が「違乱(秩序を乱すこと)」とみなされた。

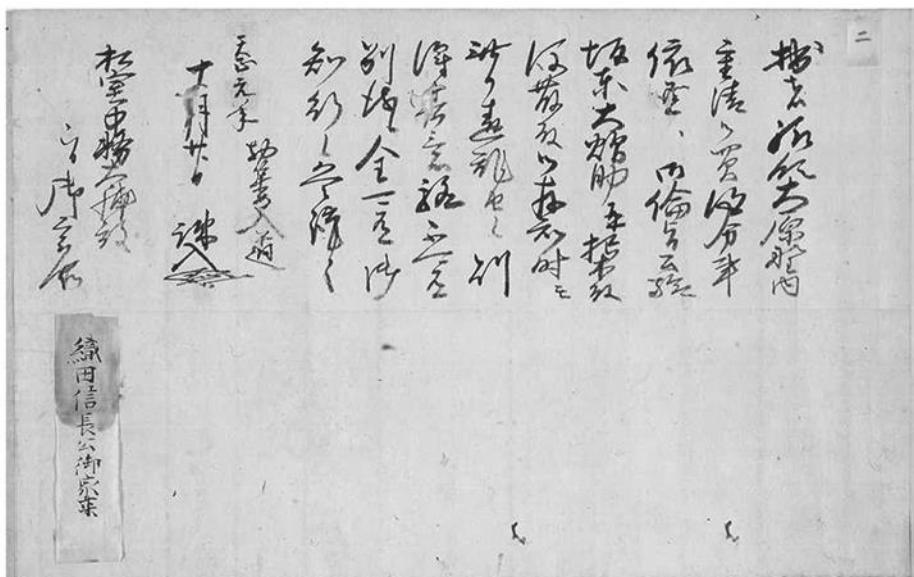
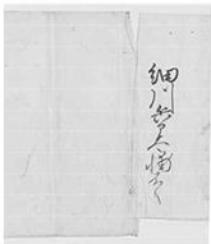
物集女氏の最期

長岡（細川）藤孝という新しい権力の登場によつて、西岡の國衆たちの運命も、さまざまに変わつていきました。

革嶋秀存のように、自立性を保ちながらもうまく支配を受け入れようとするものもいましたが、あくまでも反発したのが、西岡における物集女氏の最後の当主となつてしまつた物集女疎入（宗入）でした。

江戸時代に入り、細川家が肥後熊本藩の大名家となつてから、藩内でまとめられた記録には、藤孝に領知を安堵されても、礼にも行かず、抵抗する気配を見せた「物集女宗入」が、藤孝の重臣等に、勝龍寺城下で謀殺されたことが記されています。

この事実は、これまで細川家側の文書や記録によつてしか確認されていませんでした。が、最近になつて、当時と年代が近い、いくつかの関連史料が発見されています。名前が「疎入」であったことをはじめとして、滅亡した国衆の側から、地域の歴史を見直してみることができます。



30 物集女疎入書状 天正元年(1573)10月20日 松尾月読社文書7-2 京都大学総合博物館所蔵

物集女疎入が、自分の「給領」である大原野の内で、松尾月読社神官の松室重清が買い取つて所有している土地について、これまで通りの権利を認めた文書。この3カ月前に藤孝が桂川西地の一職支配を認められており、その支配範囲内で、物集女氏が独自の判断で権利を与える文書を発給していたことになる。これまで熊本の細川家関係の史料により「宗入」の名で知られていた物集女氏最後の当主物集女忠重（入道して宗入）が、「疎入」であったことが確認できた文書。

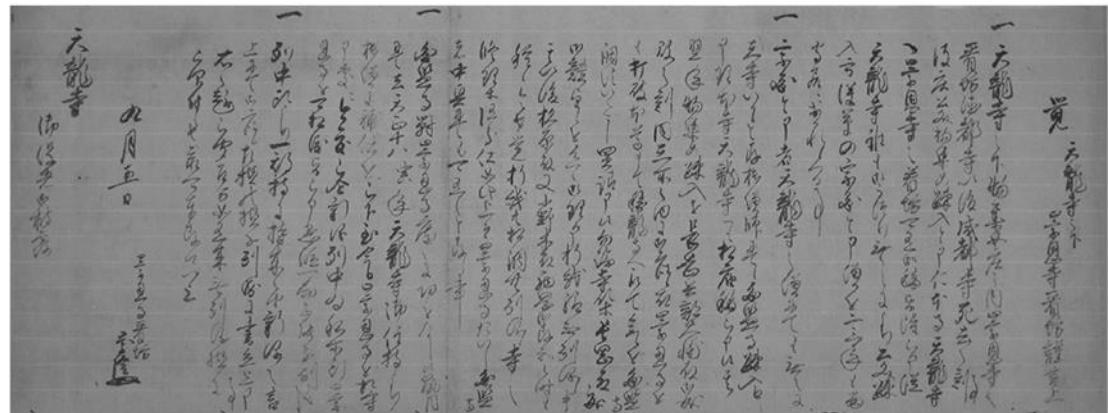
「天正元年」の年記が、下の文字を削り取つた上の貼紙に墨書きされている。文書の下半分に貼られた付箋には「織田信長公御家来」とあるが、江戸時代に入ってから所蔵文書を整理した松室氏の認識によって付されたと考えられる。藤孝の桂川西地一職支配の内実を知るうえで、また乙訓・西岡の国衆を考えるうえでも、たいへん示唆に富む内容を持っていると思われる。



33 織田信長黒印状 * (天正3年(1575)10月4日 米田家文書 原品は個人所蔵 熊本県立美術館寄託)

信長から藤孝に宛てた書状で、前段で越前・加賀の一一向一揆での藤孝の働きを賞した後に、後段で、先に藤孝から物集女氏を「曲者」として討ち取った旨の報告をうけたことについて、「然るべくそうろう」と承認している。物集女疎入(宗入)は、藤孝からの報告で信長の耳にもその名が入り、二人の間で話し合われるような存在だったことがわかる。

江戸時代に入ってから、細川家中で家ごとにまとめられた記録には、藤孝に従わない物集女宗入は、藤孝側が謀略を仕掛け勝龍寺城下に呼び寄せ、その重臣である松井康之や米田求政によって討たれたことが記されている。



34 崇恩寺看坊慶隆申状 * 年未詳9月5日 天龍寺文書785 原品は天龍寺所蔵

物集女庄内にあった天龍寺の塔頭崇恩寺の看坊(留守居)の僧慶隆が、崇恩寺在住をめぐり天龍寺の僧らと争いになり、自らの立場を主張した文書。慶隆の師匠が崇恩寺の中興を果たした功績があることを述べるなかで、物集女庄の「公文疎入」が崇恩寺の維持に関わっていたこと、疎入が天正3年(1575)に藤孝方に謀殺された時、同じ在所ということで崇恩寺も打ち破られ、本尊を勝龍寺へ取られたこと、などを記す。

これまで、江戸時代以降の細川家の記録で「物集女忠重、入道宗入」として語られた最後の物集女氏当主のことを「疎入」と記し、勝龍寺城下で討ち取られた後、物集女が攻め込まれたこともうかがわれる興味深い内容である。

物集女城

物集女城は、現在の向日市物集女町中条に所在した、室町～戦国時代の城館です。見晴らしのよい扇状地の縁にある場所に立地し、交通の要衝である街道の結節点をおさえるところに位置することが大きな特徴です。物集女氏（小笠原氏）の居城で、成立時期は不明ですが、元亀元年（一五七〇）に「物集女城」の名前が史料に登場します。天正三年（一五七五）、当時の物集女氏当主・物集女疎入（宗入）が細川藤孝家臣に勝龍寺城下で謀殺されましたことにより、落城したと考えられています。

現在までに一回の発掘調査がおこなわれ、城館の構造や周辺の様子が次第に明らかになってきました。城館は南北約七五m、東西約七〇mの規模を有する方形単郭式の構造で、現在も土塁と堀が残されています。また、城館内部の周辺には、居住空間が広がっていたと考えられています。

物集女城は室町時代末期から戦国時代にかけて、京都近郊の土豪が構えた平地城館の典型例です。立地、規模、防御施設の構造、内部の土地利用などから、戦乱の中にくらした物集女氏、物集女の人びとの姿が想像できます。



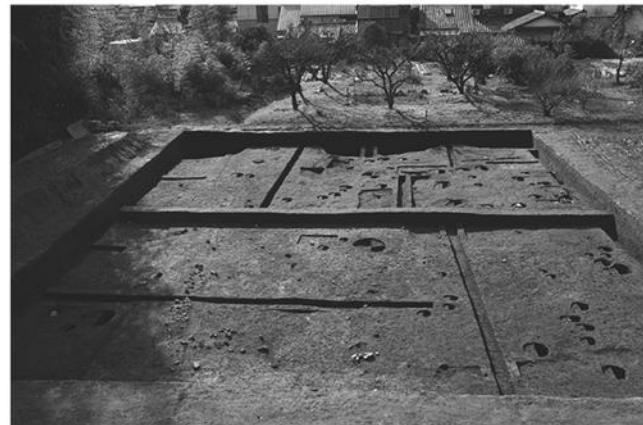
物集女城跡 東土塁の断面



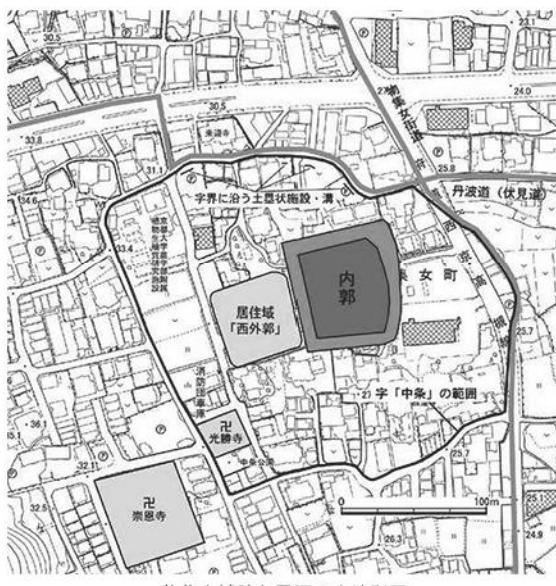
出土した土師器皿



出土した陶磁器・瓦質土器



物集女城内郭跡の発掘調査（第10次調査、北から）



物集女城跡と周辺の土地利用

出土遺物は向日市教育委員会所蔵
写真・図は（公財）向日市埋蔵文化財センター提供



物集女城跡全景空撮写真（2018年撮影、上が北）

勝龍寺城

勝龍寺城は、現在の長岡京市勝竜寺に所在した城郭です。室町時代には山城守護所や乙訓郡代所が置かれていたとも考えられています。応仁・文明の乱など、大きな動乱時にはたびたび有力大名やその家来が入城するなど、乙訓・西岡の地を統轄するための、また京都の西方の防御を担つた公的な城であり続けました。

戦国時代末期には、織田信長の畿内平定の過程で、細川藤孝が勝龍寺城に配されました。藤孝の時代に大改修された本丸は東西一二〇m、南北八〇mに及び、七〇m四方ほどの乙訓地域の国人・土豪の居館より一回り大きい規模を有します。さらに、沼田丸と呼ばれる二ノ丸的空間が南西側に設けられています。

発掘調査で明らかになつたのは、藤孝による整備後の姿で、石仏、一石五輪塔などの転用石を多く使用した石垣や隅櫓、枱形虎口の形態などに、織田期城郭の特徴が色濃くみられます。

現在、城跡は勝竜寺城公園として整備され、人びとに親しまれる憩いの場、観光拠点にもなっています。



勝竜寺城本丸跡 北門の枱形虎口



宝珠文の鬼板瓦



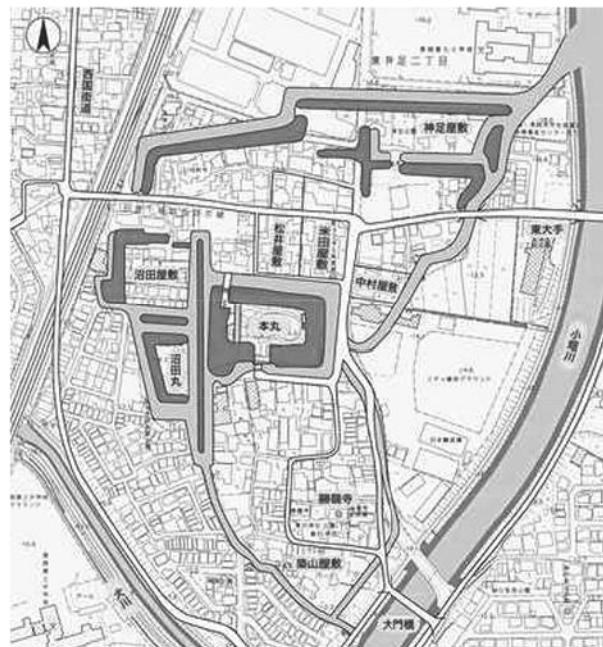
勝竜寺城跡からの出土遺物



本丸の軒丸瓦



本丸跡の南辺土塁を貫いて設けられた土管を用いた暗渠



出土遺物、写真・図は長岡京市教育委員会所蔵、提供



物集女城跡南東方上空から北西方を望む (公財)向日市埋蔵文化財センター提供



北東方上空から望む勝龍寺城跡とその周辺 長岡市教育委員会提供



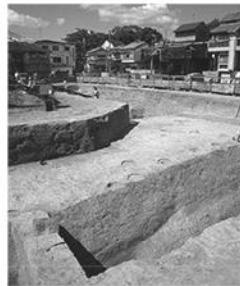
戦国時代の物集女と乙訓・西岡
関係地図



約100年前の勝竜寺城跡（未刊『乙訓郡誌』歴史篇挿図用写真）



1996年9月の物集女城内郭跡（西から）



発掘中の革嶋城跡（2009年9月、手前が堀跡、奥の森が三宮神社）



現在の勝竜寺城公園（南辺を東から見る）



現在の物集女城内郭跡（南西隅から北と東土塁を見る）



現在の革嶋城跡

物集女庄の終焉

応仁・文明の乱の後、物集女庄のある乙訓郡へは、細川氏家臣の進出が目立つようになり、在地の國衆らによる庄園年貢の対抗も常態化していきます。天龍寺では、戦国時代になると寺院經營の規則を定め、経費の儉約や年貢未納庄園の再興を申し合わせるようになります。

そのなかで、物集女庄については特に規定をもうけ、寺納米があれば、寺内の各部所で割合を定めて配分するように取り決めていました。不知行の領地が増えるなかで、以前に比べて減つてはいても、毎年確実に収納が期待できる物集女庄は、その重要性が増していました。しかし、藤孝による桂川西地の一職支配は、現地の庄官であった物集女氏の滅亡を招いたこともあり、天龍寺の寺領經營をより厳しくしたとみられます。

天正八年（一五八〇）八月に、藤孝が丹後に移封されると、天龍寺は物集女庄の回復を図ろうとしますが、かないませんでした。

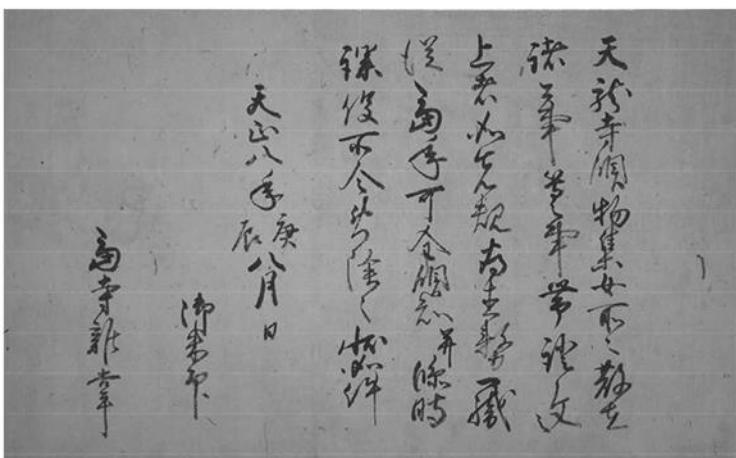
そして、秀吉の時代となり、山城国内の検地が始まると、各塔頭ごとに所領を細かく書き上げた指出を作成しました。その中に物集女庄関係分もあり、その零細な所領の一筆ごとが、天龍寺領物集女庄の最後の姿となりました。

35 織田信長朱印状案 *

天正 8 年(1580) 8 月 天龍寺文書665
原品は天龍寺所蔵

天龍寺領物集女庄と所々散在諸公事等について、所持している証文の規定通り、代官を通さず直接に寺として支配を行い、今年から領知を全うすべきことと、臨時課役は免除することを保証する文書。

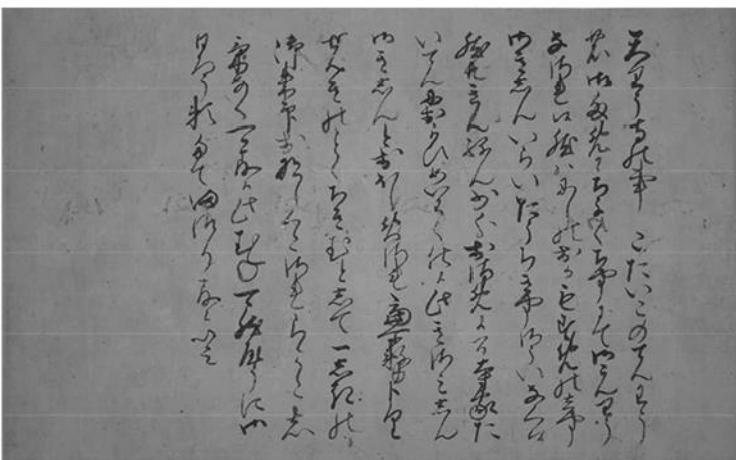
この文書は案文であり、差出の「御朱印」は織田信長のことを指している。天正8年8月は、天正元年以来、桂川西地の支配を信長から任されていた長岡（細川）藤孝が、丹後に移封された時にあたり、この機につけての庄園支配を回復しようと、このような内容の朱印状を発給してもらうために、寺側が作成したと思われる。



36 天龍寺某書状案 *

年月日未詳 天龍寺文書666
原品は天龍寺所蔵

年月日はないが内容から、おそらく天正8年8月付の織田信長朱印状案を実際に発給してもらうために書かれたと思われる、かな文字を多く使う書状。後醍醐天皇の菩提を弔うため建立された天龍寺に、西岡物集女庄は寄進されたが、近年年貢の納入が少なく、寺が退転に及ぶため、今年からの直接支配を願う内容。實際にはこの願いはかなわず、信長の朱印状は発給されず、天龍寺領の支配が以前のような姿に回復することはなかったとみられる。

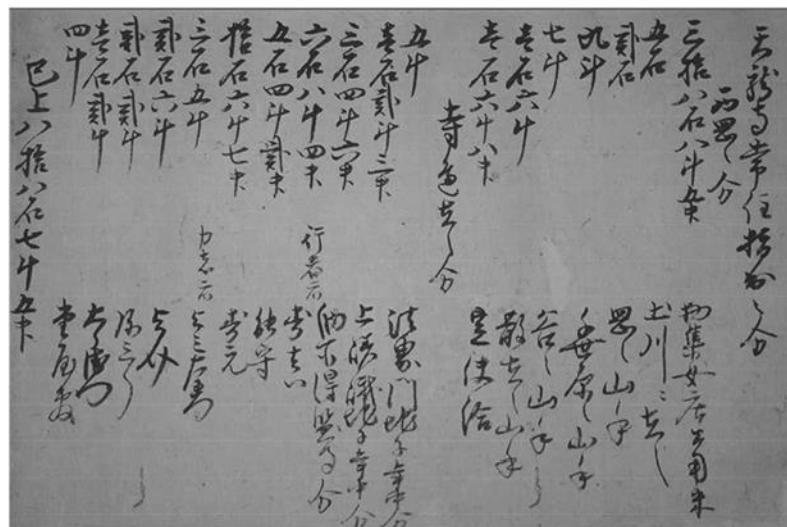


37 天龍寺常住指出 *

天正13年(1585)以前
天龍寺文書675
原品は天龍寺所蔵

常住は、天龍寺全体に関わる大きな仏事を運営する寺内の組織。西岡の分と寺の近くにある分に分けて、所領を書き上げている。

西岡分には、物集女庄公用米の38石余が書き上げられ、他に土川(現在の向日市森本付近)にも所領があったことがわかる。また「山手」として岡、千世(代)原、谷(いずれも京都市西京区)なども書き上げられている。



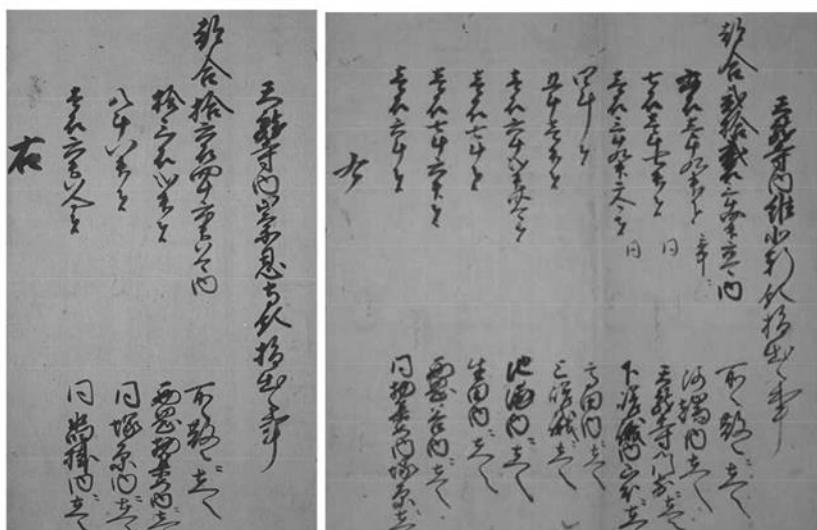
38 維北軒領指出 (右) *

39 崇恩寺領指出 (左) *

天正13年(1585)以前
天龍寺文書695, 699
原品は天龍寺所蔵

天龍寺の塔頭維北軒や、物集女庄現地にある崇恩寺の所領について、秀吉による検地に先立ち、寺側から提出された書き上げ。

維北軒領指出は、天龍寺近くの嵯峨付近の地名が記された末尾に、西岡の谷(現京都市西京区松尾付近)や「物集女内塚原」の所領が並ぶ。崇恩寺の所領は、いずれも西岡の物集女、塚原、沓掛の3ヵ所にあった。



祀られた物集女氏

天龍寺領物集女庄の代官を務め、幕府管領細川氏や三好氏の被官人となり、また惣国の代表者として、戦国時代の乙訓・西岡で活躍した物集女氏は、天正三年（一五七五）の疎入謀殺によって、最期を迎えました。当主を失つた一族は、各地に離散していきます。

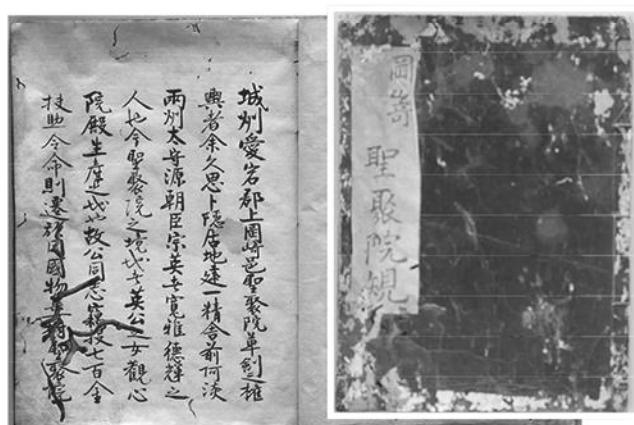
比較的最近まで、地元では物集女を名乗る國衆の存在は、ほとんど知られていませんでした。地元においては、おそらく物集女氏が本姓としていた小笠原氏の名で伝わっており、物集女氏の名前は伝承から消されていました。細川藤孝の家臣に殺された歴史を隠すため、わざとそうしたのではないかと考えられてきました。

しかし最近になって、江戸時代の物集女では、物集女氏による村内寺社の再興や援助の歴史が記録されており、物集女疎入（宗入）の姿をあらわした木像を、開基として安置する寺院が存在していたことが、新たにわかつてきました。また現在にいたるまで、疎入の位牌を地元寺院で祀っていたことが再確認され、地域の人びとによって、法要が営まれるようになっています。



41 淨華院隱居所 起立之記錄 (寛保3年(1743)) 大本山清淨華院所蔵

物集女村にあった聖聚院が、浄華院(今の清淨華院)の隠居所として、阿波の大名蜂須賀家の寄進により、江戸時代中期の寛保3年(1743)に岡崎村(現京都市左京区)に移転した経過を記す。移転前の聖聚院について、「物集女筑前守」の由緒があり位牌を祀っているが、檀家もなく建物も壊れていると記されている。



42 岡崎聖聚院規

寛保3年(1743)10月24日
大本山清淨華院所蔵

岡崎村に移転した聖聚院の規約を定めたもの。

岡崎聖聚院は明治時代の初めに廃寺となり、物集女村から移転した際に一緒に移された開基坐像や、これらの記録は、現在本山に引き移されている。

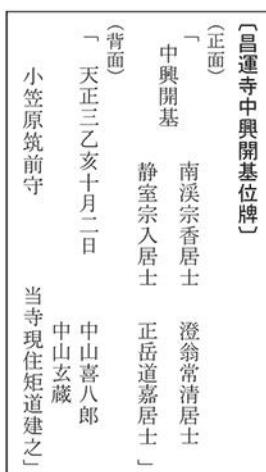


40 物集女村聖聚院開基坐像

江戸時代 大本山清淨華院所蔵

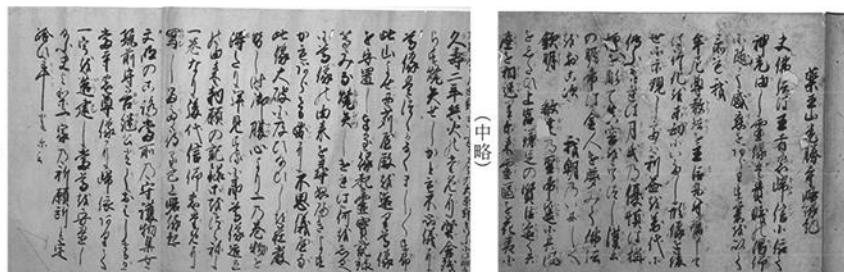
坐像と一体になっている台座の裏面に「淨華院末寺／山城國乙訓郡物集女村／聖聚院開基影像」と墨書きがある。ともに伝わる聖聚院過去帖の「二日」の項に「聖聚院殿從四位下静室宗入大居士／天正三亥年十月 物集女筑前守善繼」とある。熊本細川家の史料にみられる謀殺されたとする時期に近く、「宗入」の名があることなどから、物集女疎入(宗入)を聖聚院の開基として祀った像であることが、近年の調査によつて明らかにされた。

聖聚院は、元禄5年(1692)の物集女村の寺社改めによれば、正保年中(1644~48)に淨華院末寺となつた浄土宗寺院である。その約100年後に岡崎村へ引き移され、地元ではほとんど知られることがなくなつてゐた。その寺院に、疎入が「宗入」の名で、開基として祀られていたことになる。俗名を「物集女筑前守善繼」と記すなど、物集女に今も伝わる記録や伝承を考え合わせると興味深い。



静室宗入居士 四四五回忌追善法要 令和元年(2019)9月23日 於)物集女 昌運寺

物集女跡のすぐ南に位置する昌運寺(浄土宗西山派)に、「静室宗入居士」とこと物集女疎入(宗入)を中興開基の一人とする位牌が祀られていることが、2017年3月に確認された。以後、命日とする10月2日に近い日に法要が営まれている。



43 薬王山光勝寺略縁起

江戸時代 物集女 来迎寺所蔵

光勝寺は、現在の物集女公民館の位置に明治6年(1873)まであった寺院。この縁起には弘仁9年(818)に天下の悪病を平治するために、嵯峨天皇が薬師如来を本尊とする当寺を建立し、次の淳和天皇が遺言により当寺で火葬されたと記す。その末尾に、「文明のころ(1469~87年)当所の守護物集女筑前守善繼公とておはしけるが、当寺の尊像に帰依ありて一字を造建し、当尊を安置したまふ、それより一家の祈願所と定め給ひ畢」とあり、光勝寺も物集女氏中興の由緒を伝える。



物集女 永正寺

天明 7 年(1787)刊『拾遺都名所図会』
挿図に彩色

物集女北方の向日丘陵(長野山)中腹に位置する曹洞宗の禅宗寺院で、永正元年(1504)に「物集女県主小笠原筑前守源善次」が、紀州安楽寺住持の大巧正拙和尚を開山として建立したと伝わる。江戸時代には広い境内に伽藍を構え、近隣の寺戸などに末寺を持つ洛西の禅林であった。



44 長野山見分絵図

明和 8 年(1771)
物集女 中村家文書
向日市文化資料館所蔵

江戸時代中期に、当時は長野山と呼ばれた物集女西部の向日丘陵(緑色の部分)を開発する計画が持ち上がった時に作られた絵図。黄色で示された水田の東端は省略されるが、物集女の村全体のようすがわかるもっとも古い絵図で、室町時代の天龍寺領物集女庄の本在所に相当する場所と考えられる。

赤線で示されたのが幹線的な道路。絵図の中ほど右寄りの「愛宕道」と「伏見道」の交差点の左下「物集女村」の文字のあたりが、物集女城跡であるが、この絵図では何の表現もみられない。

絵図の隅に「分見百間五寸之積り」とあり、約1,200分の1の縮尺で描かれている。

45 長野山御吟味書帳

明和 7 年(1770) 9 月
中山祥夫家文書355
向日市文化資料館寄託

44の絵図が作られる要因となった物集女村内西側の長野山(向日丘陵)の開発計画に関わる一件記録。開発予定地となつた山を境内としている村内寺社の由緒記録が書き写されており、その多くが「物集女筑前守谷(善の誤写)次」が造立または中興した、と伝えていたことがわかる。

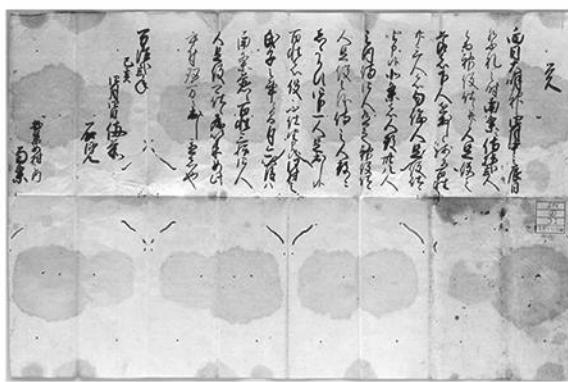


永正寺本堂脇壇に祀られた 小笠原筑前守位牌

写真の左側に安置される厨子のなかの右が開基である小笠原筑前守善次の位牌。その左には、開基の四代末孫の娘にあたる母のため、その子息が施主となつた位牌を祀る。壇の右奥は永正寺開山大巧正拙禅師の像。



物集女の神役仲間



59 覚(向日明神祭礼人足役に付) 万治2年(1659)4月4日
中山祥夫家文書367

江戸時代の物集女は、小字中条にある物集女城跡の竹藪地を挟んで、北条(キタンジョ)と南条(ミナンジョ)の2つに分かれていた。向日神社の4月辰の日の祭礼に、南条は侍12人、北条は侍4人が神役を務め、人足役も神役の人数に応じて出すことの覚書。差出の「備前・石見」は、江戸時代前期の京都における幕府役人で、南条・北条に同文の覚書が出されており、写真は南条宛での写し。

現在の物集女において、向日神社のサッペイや、旧光勝寺の行事であるオコナイなどを担う神役仲間は、この覚書に記された南条の「侍12人」の家筋にあたる人びとである。



物集女のオコナイ

令和2年(2020)1月12日

於)物集女 来迎寺境内薬師堂

物集女では、年頭にあたり地区内の安全と豊作を祈る行事“オコナイ”が、向日市内では唯一、今も続けられている。物集女城跡の北側に位置する来迎寺(浄土宗西山派)の境内に建つ、旧光勝寺の本尊を祀る薬師堂で行われる。



執り行うのは神役仲間9軒(もとは12軒)の当主で、「牛玉宝印 光勝寺」の御札を鍋墨で木版刷りし、室町時代には物集女庄内であった沓掛の安正寺裏山の赤土を酢で練って御札につけ、折り畳んで木に差して3本1組の“ゴーサン”が農家の数だけ作られる。夕刻からの祈祷では、全国の神々の名を記した神名帳が読み上げられ、参列者の額に赤土が押される。

“ゴーサン”は後日、地区内の家々に配られ神棚などに祀られる。春先になると、苗代の水口に立てて豊作を祈る。

物集女庄・物集女氏関係略年表

年	西暦	月	日	事 項	出 典
暦仁 1	1238	12	27	物集庄内の山野が九条道家建立の堂敷地(法花山寺)に寄進される	『九条家文書』
元弘 3	1333	5		六波羅が陥落し、鎌倉幕府が滅亡する	
建武 2	1335	4	19	後醍醐天皇の綸旨により、物集女庄が法花山寺に安堵される	『九条家文書』
建武 3	1336	11		足利尊氏が建武式目を制定し、室町幕府が成立する	
暦応 3	1340	7	16	足利尊氏が物集女庄を天龍寺に寄進する	「天龍寺造営記録」
至徳 4	1387	閏 5	21	天龍寺土貢注文に、物集女庄が寺納米341石5斗7升9合・錢20貫文と記載される	天龍寺文書
応永29	1422	11	27	向日神社本殿造立棟札に、物集女の源太郎左衛門入道道集と同三郎左衛門尉光清の名が記される	向日神社所蔵
文安 5	1448	4	28	物集女庄内大枝山の吹き倒れた大杉の帰属をめぐる篠村との争論で、天龍寺雜掌は先年幕府奉行人が確認した境界の寺領内であることを言上する	醍醐寺文書
応仁 1	1467	6	17	応仁の乱のなかで、河内・紀伊から上洛してきた西軍方の軍勢を東軍方の西岡衆らが迎え撃ち、「物集女縄手」で合戦がある	「野田泰忠軍忠状」
長享 1	1487	閏11	3	惣国への出銭をもとめた上久世庄公文寒川家光への書状に、惣国の代表者の一人として物集女四郎右衛門尉光重が名を連ねる	東寺百合文書を
明応 5	1496	10	16	下久世庄内の弥五郎跡の下地のなかに、物集女彦次郎方分・物集女清花坊分・物集女方分などがある	東寺百合文書ロ
明応 6	1497	12	19	幕府が天龍寺(付雲居庵)領物集女庄などの違乱を停止する	天龍寺文書
(明応7)	1498	12	11	乙訓に勢力を伸ばした細川方からの新たな税を回避するため、惣国が久世上下庄沙汰人に本所へ礼物合力の催促をもとめた書状に物集女四郎右衛門尉光重が名を連ねる	東寺百合文書ソ
(明応)		4	15	牛瀬村地蔵河原用水をめぐる相論で、薬師寺元長が物集女四郎右衛門尉(光重)らに「与力衆」として合力を要請する	東寺百合文書ヲ
(文亀2)	1502	6	11	東寺と上鳥羽との合戦に際し、物集女四郎右衛門尉光重は竹田方(寺戸)の要請を受けて、東寺側に合力することを承諾する	東寺百合文書ツ
永正 2	1505	12	13	売却した下地に今後違乱しない旨の慈観庵慈音と中嶋清国との請文に、証人として物集女二郎兵衛清忠が名を連ねる	革嶋家文書
永正 4	1507			小笠原(物集女)善次が物集女に永正寺を創建する	「物集女家譜写」
享禄 2	1529	1	16	小笠原筑前守善次が没す(永正寺殿小笠原筑前大守源善次竺心善慶大居士)	永正寺脇壇安置位牌
天文11	1542	閏 3	22	物集女に新市を立て塩合物を商売する者があり、西座商人が幕府に訴える	『室町幕府引付史料集成』上
(天文15)	1546	8	15	細川氏綱方に属する物集女孫四郎慶照が、制札発給を依頼する大山崎惣中からの贈物を氏綱とともに自らも受けたことを謝し、26日には氏綱からの礼状を取り次ぐ	離宮八幡宮文書
(天文15)	1546	12	29	細川国慶が久我庄末次名を物集女孫四郎(慶照)に知行として渡すことを竹内季治・小寺源兵衛に伝える	『久我家文書』
(天文22 カ)	1553	6	25	勝龍寺普請役について、火急のため守護不入の東寺領にも免除を認めないことを三好方の物集女孫九郎国光らが東寺に通告する	東寺百合文書い
天文22	1553	8		三好長慶が將軍足利義輝を京都から追放、摂津芥川城に入り、畿内とその周辺を支配下におさめる	
天文24	1555	5	26	天龍寺公用米物集女庄100石について、物集女太郎左衛門尉が同名兵衛大夫(久勝)と申し結んでいることを三好長慶が糾明し、すみやかに寺納するよう命じる	天龍寺文書
年未詳		9	2	物集女兵衛大夫久勝が、遅れている物集女庄公用米の納入を天龍寺役者中に約束する	天龍寺文書

年	西暦	月	日	事 項	出 典
年未詳		10	15	物集女庄公用米の未進について天龍寺役者中から要請をうけた三好長逸が、物集女兵衛大夫(久勝)に納入を促すことを約束する	天龍寺文書
(永祿1)	1558	5	10	三好長慶が家臣の松山新介の指示に従うように命じた西岡とその周辺の国人15名のなかに物集女兵衛大夫(久勝)の名がある	中西昌史氏所蔵文書
永祿11	1568	9	26	織田信長が入京、27・28日に西岡が焼き討ちされる 信長上洛の後、明智光秀が拝領したとして東寺八幡宮領久世上下庄を押領したことが後代に記される	東寺百合文書へ
永祿12	1569	1	8	本国寺合戦後、三好三人衆を追い、細川藤孝らが勝龍寺城に入る	『言継卿記』
年未詳		9	24	下久世庄公文正弘が東寺公文所に、公事錢について返事が遅れたのは「京都の普請」に皆々が在京していたため、岡方の未進は物集女方と大和彦三郎の無沙汰によることを伝える	東寺百合文書を
元亀 1	1570	7	21	細川藤孝が足利義昭側近の曾我助乗に宛てた書状のなかで「物集女城」を破るべきことを主張する	松井家文書
元亀 4	1573	7	10	織田信長が細川藤孝に桂川西地の一職支配を認める	細川家文書
元亀 4	1573	7	18	宇治槇島城の足利義昭が降伏、室町幕府が滅亡する	
天正 1	1573	8	2	長岡藤孝が東寺に、桂川西地一職支配のうち上久世と上野は八幡領としてこれまで通りの寺納を保障する	東寺文書
天正 1	1573	9	14	長岡藤孝が革嶋秀存に、桂川西地一職支配のうち千代原と上野は東寺分を除き革嶋氏が領知することを認める	革嶋家文書
天正 1	1573	9	29	長岡藤孝が松室氏に、桂川西地一職支配のうち松尾月読神所の田畠山林所々散在等について、これまで通り領知することを認める	松尾月読社文書
天正 1	1573	10	20	物集女入道疎入が、自らの給領大原野の内にある松尾月読社神官の松室重清買得分について、これまで同様の知行を認める	松尾月読社文書
年未詳		3	28	明智光秀が東寺に対し、乱妨狼藉を停止する信長朱印状の内容を保障する	東寺文書
天正 3	1575	10	2	物集女城主物集女入道宗入(疎入)が長岡藤孝により滅ぼされる	聖聚院過去帖
(天正3)	1575	10	4	織田信長が長岡藤孝に宛てた黒印状のなかで、物集女を「曲者」として生害した藤孝の所業を承認する	米田家文書
天正 8	1580	8		天龍寺領物集女所々散在諸公事等について全領知と臨時課役免除を認める織田信長朱印状案が作られる	天龍寺文書
天正10	1582	6	2	本能寺の変がおこる 13日に山崎の合戦で明智光秀が敗れる	
		7		羽柴秀吉が山城国に指出を命じ、天王山に山崎城を築く	
(天正13 カ)	1585			天龍寺常住指出のなかの西岡分に物集女庄公用米38石8斗5升が記載され、また寺内の維北軒領や崇恩寺領の指出にも物集女内、塚原内、沓掛内の所領が記載される	天龍寺文書
(天正18 以降)	1590	9	5	崇恩寺看坊慶隆が、物集女疎入が勝龍寺で討たれた時に崇恩寺も打ち破られ本尊も取られたが、その後、師の円監寺が本尊を取り戻し中興したことを言上する	天龍寺文書
〔江戸時代〕					
年未詳				物集女村聖聚院に開基の坐像が祀られる	聖聚院開基坐像像底銘
享保 9	1724	8 (22 カ)		永正寺開基小笠原善次の四代末孫(改名物集女清正)の娘が卒し、その子岡山翁助源利直によって位牌が祀られる	永正寺脇壇安置位牌
寛保 3	1743	10	24	物集女村内の聖聚院が岡崎村に移転し、淨華院(現清淨華院)の隠居所となる	大本山清淨華院所蔵文書
年未詳				「静室入道居士」「天正三年十月二日 小笠原筑前守」とある位牌が物集女昌運庵に祀られる	昌運寺脇壇安置位牌

展示資料一覧

○大きさは、単位はセンチメートルで、原則として縦×横(×厚さ又は高さ)の順で表記した。「*」は、写真パネル展示した古文書であることを示す。
○文書名の後の番号は、刊行目録・史料集や所蔵先管理の番号である。
○指定の「重文」は、国指定重要文化財。

No	資料名	員数	年月日	大きさ	文書名・所蔵等	指定
1	室町幕府奉行人連署奉書	1通	明応6年(1497)12月19日	*	天龍寺文書570	天龍寺
2	向日神社本殿造立棟札	1枚	応永29年(1422)11月27日	183.8×18.2×0.6		向日神社 重文附
3	神足友春等連署書状	1通	長享元年(1487)閏11月3日	26.3×43.3	東寺百合文書を函312-1 京都学・歴彩館	国宝
	※14通の書状を仮綴する「山城国上久世庄文書」の1通目					
4	下久世庄弥五郎跡壳下地注文	1通	明応5年(1496)10月16日	26.6×91.8	東寺百合文書口函42	京都学・歴彩館 国宝
5	下久世庄公文正弘書状	1通	年未詳 9月24日	24.9×43.5	東寺百合文書を函497	京都学・歴彩館 国宝
6	神足友春等連署書状	1通	〔明応7年(1498)〕12月11日	26.9×46.0	東寺百合文書ソ函263	京都学・歴彩館 国宝
7	薬師寺元長折紙案	1通	年未詳 4月15日	27.0×46.1	東寺百合文書ヲ函171	京都学・歴彩館 国宝
8	物集女光重書状	1通	〔文亀2年(1502)〕6月11日	25.9×42.8	東寺百合文書ツ函222	京都学・歴彩館 国宝
9	慈観庵慈音等連署請文	1通	永正2年(1505)12月13日	25.6×43.2	革嶋家文書127	京都学・歴彩館 重文
10	三好長慶判物	1通	天文24年(1555)5月26日	*	天龍寺文書629	天龍寺
11	三好長逸書状	1通	年未詳 10月15日	*	天龍寺文書630	天龍寺
12	物集女久勝書状	1通	年未詳 9月2日	*	天龍寺文書631	天龍寺
13	三好長逸書状	1通	年未詳 5月17日	24.0×38.7	今村家文書374 個人・京都市歴史資料館寄託	
14	三好長逸書状	1通	年未詳 10月13日	23.6×36.6	今村家文書369 個人・京都市歴史資料館寄託	
	※13、14は、書状10通を貼り継ぐうちの6通目と1通目。展示期間：13は2/29～3/15、14は3/17～29					
15	物集女国光等連署書状	1通	〔天文22年(1553)〕6月25日	24.1×41.0	東寺百合文書イ函99	京都学・歴彩館 国宝
16	三好長慶書状	1巻	〔永禄元年(1558)〕5月10日	13.1×57.2		中西昌史氏
17	明智光秀折紙	1幅	年未詳 3月28日	25.0×39.5	東寺文書千字文之部寒	教王護国寺 重文
18	久世上下庄年貢米公事錢等注文	1通	〔天正13年(1585)〕	27.2×128.9	東寺百合文書ヘ函225	京都学・歴彩館
19	細川藤孝書状	1幅	〔元亀3年(1572)〕9月4日	24.2×30.0		長岡京市教育委員会
	※展示期間：3/20～29					
20	織田信長朱印状	1通	元亀4年(1573)7月10日	*	細川家文書	永青文庫 重文
21	長岡藤孝判物	1幅	〔天正元年(1573)〕8月2日	28.0×43.5	東寺文書五常之部礼6	教王護国寺 重文
22	長岡藤孝折紙案	1通	〔天正元年(1573)〕8月2日	24.3×41.2	東寺百合文書ニ函305	京都学・歴彩館 国宝
23	革嶋秀存起請文案	1通	元亀4年(1573)2月16日	23.5×39.0	革嶋家文書1-15	京都学・歴彩館 重文
	※17点の文書・指図を巻子に仕立てたうちの15点目					
24	細川藤孝請文案	1通	〔元亀4年(1573)〕3月9日	32.7×44.0	革嶋家文書16-1・2・3	京都学・歴彩館 重文
25	織田信長朱印状案	1通	〔元亀3年(1572)〕9月3日		※24～26の3通が1枚の料紙に筆写されている	
26	長岡(細川)藤孝折紙案	1通	天正元年(1573)9月14日			
27	飯尾為清奉書	1通	永禄11年(1568)9月23日	27.5×43.8	松尾月読社文書3-6	京都大学総合博物館
28	長岡藤孝判物	1通	天正元年(1573)9月29日	29.9×47.0	松尾月読社文書3-7	京都大学総合博物館
	※27、28は、7通の文書を巻子に仕立てたうちの6、7通目					
29	革嶋秀存放状	1通	元亀3年(1572)12月3日	24.6×38.5	松尾月読社文書7-1	京都大学総合博物館
30	物集女疎入書状	1通	天正元年(1573)10月20日	24.6×38.3	松尾月読社文書7-2	京都大学総合博物館
	※29、30は、4通の文書を巻子に仕立てたうちの1、2通目					
31	長岡藤孝折紙	1通	年未詳 9月29日	*	愛宕山尾崎坊文書59-7	京都大学総合博物館
32	織田信長書状案	1通	年未詳 6月10日	*	愛宕山尾崎坊文書59-5	京都大学総合博物館

No	資料名	員数	年月日	大きさ	文書名・所蔵等	指定
33	織田信長黒印状	1通	〔天正3年(1575)〕10月4日	*	米田家文書 個人・熊本県立美術館寄託	
34	崇恩寺看坊慶隆申状	1通	年未詳 9月5日	*	天龍寺文書785	天龍寺
35	織田信長朱印状案	1通	天正8年(1580)8月	*	天龍寺文書665	天龍寺
36	天龍寺某書状案	1通	年月日未詳	*	天龍寺文書666	天龍寺
37	天龍寺常住指出	1通	天正13年(1585)検地以前	*	天龍寺文書675	天龍寺
38	維北軒領指出	1通	天正13年(1585)検地以前	*	天龍寺文書695	天龍寺
39	崇恩寺領指出	1通	天正13年(1585)検地以前	*	天龍寺文書699	天龍寺
40	物集女村聖聚院開基坐像	1軀	江戸時代	像高22.6		大本山清淨華院
41	淨華院隱居所起立之記録	1冊	〔寛保3年(1743)〕	27.0×20.7		大本山清淨華院
42	岡崎聖聚院規	1冊	寛保3年(1743)10月24日	26.8×19.8		大本山清淨華院
43	薦王山光勝寺略縁起	1巻	江戸時代	24.0×220.7		物集女 来迎寺
44	長野山見分絵図	1鋪	明和8年(1771)	128.4×147.6	物集女中村家文書8	当館
45	長野山御吟味書帳	1冊	明和7年(1770)9月	24.5×17.2	中山祥夫家文書355	当館寄託
46	山城国乙訓郡物集女村施絵図	1鋪	明治3年(1870)9月	39.5×54.5	中山祥夫家文書16	当館寄託
47	室町幕府奉行人連署奉書	1通	天文2年(1533)10月16日	26.2×42.8	革嶋家文書5-4	京都学・歴彩館 重文
48	室町幕府奉行人連署奉書	1通	天文2年(1533)10月16日	26.3×43.5	革嶋家文書5-5	京都学・歴彩館 重文
49	室町幕府奉行人連署奉書	1通	天文6年(1537)9月3日	27.4×44.0	革嶋家文書5-6	京都学・歴彩館 重文
	※「家宝遺墨 墓」の表題が付く巻子に仕立てた11通のうちの4~6通目					
50	細川藤孝書状	1通	〔元亀4年(1573)〕2月11日	28.1×39.5	革嶋家文書10-3	京都学・歴彩館 重文
51	細川藤孝奉行人連署起請文写	1通	天正3年(1575)6月9日	27.9×39.3	革嶋家文書11-2	京都学・歴彩館 重文
52	細川藤孝奉行人連署折紙写	1通	〔天正3年(1575)か〕6月15日	27.9×39.3	革嶋家文書11-1	京都学・歴彩館 重文
53	革嶋伝記之略写	1冊	安永4(1775)年8月	24.4×16.5	革嶋家文書27	京都学・歴彩館 重文
54	革嶋系図之略写	1冊	安永4(1775)年8月	24.4×16.5	革嶋家文書28	京都学・歴彩館 重文
55	物集女城跡出土品	一括	15世紀末~16世紀			向日市教育委員会
	（第2次調査）陶磁器、（第4次調査）青磁碗、信楽播り鉢、（第7次調査）青磁碗、瓦質火鉢、					
	（第10次調査）土師器皿、白磁碗・皿、施釉陶器 天目碗・卸目付大皿・壺・播り鉢、瓦質土器羽釜、					
	（第11次調査）土師器皿、青磁碗、染付皿、施釉陶器 濑戸天目碗・古瀬戸小皿・播り鉢、瓦質土器 鍋・羽釜、					
	（中海道第30次）青磁碗、（中海道第53次）青磁碗					
56	物集女城跡地形模型(250分の1)1点			80.0×80.0×11.4	物集女城を考える会・模型制作工房共同制作	
57	勝龍寺城跡出土品	一括	16世紀後半			長岡京市教育委員会
	（本丸跡調査）宝珠文鬼板瓦、巴文軒丸瓦、均整唐草文軒平瓦、青海波文軒平瓦、土師器皿、陶磁器皿、					
	おろし皿、鉄釉皿、輸入青磁碗、輸入白磁、輸入磁器 染付碗・皿、瓦器鉢、瓦製土管、一石五輪塔					
58	乙訓郡全城立体模型(1万分の1)1点	明治42年(1909)地図による	147.0×148.0×10.2		模型制作工房(明治チーム)制作	
59	覚(向日明神祭礼人足役に付)	2通	万治2年(1659)4月4日	27.9×43.0 28.0×40.3	中山祥夫家文書367 中山祥夫家文書368	当館寄託
60	「牛玉宝印」御札 版木	1点		28.5×36.2		物集女神役仲間
61	「牛玉宝印」御札	1枚	昭和62年(1987)制作	26.3×39.2		物集女神役仲間寄贈
62	「牛玉宝印」御札	1枚	令和2年(2020)制作	26.5×39.5		物集女神役仲間寄贈
63	ゴーサン	3本1組	昭和62年(1987)制作			物集女神役仲間寄贈
64	ゴーサン	3本1組	令和2年(2020)制作			物集女神役仲間寄贈
65	沓掛・塚原・物集女三ヵ村立会山図	1鋪	明治5~6年(1872~73)頃	76.1×135.0	安田五隆家文書1	当館寄託
66	ふるさと歴史紙芝居	3点	平成23年(2011)、29年(2017)、30年(2018)制作 「西岡衆の活躍」、「鯨波 閣の声を上げよ」、「細川藤孝」		京都乙訓ふるさと歴史研究会発行	

おもな参考文献

- 田中倫子「東寺の合力要請」（山口芸術短期大学『研究紀要』三、一九八八年）
- 仁木宏「松井家文書三題」（大阪市立大学『人文研究』四十三、一九九六年）
- 上島有編著『東寺文書聚英』解説篇・図版篇（一九八五年）
- 中井均・仁木宏編著『京都 乙訓・西岡の戦国時代と物集女城』（文理閣、一〇〇五年）
- 原田正俊編『天龍寺文書の研究』（思文閣出版、二〇一一年）
- 今谷明・天野忠幸監修『三好長慶』（宮帶出版社、二〇一三年）
- 藤田達生・福島克彦編『明智光秀 史料で読む戦国史』（一〇一五年）
- 今村家文書研究会編『今村家文書史料集』上巻（中世・近世編）（思文閣出版、二〇一五年）
- 馬部隆弘『戦国期細川権力の研究』（吉川弘文館、二〇一八年）
- 財団法人長岡京市埋蔵文化財センター『勝龍寺城発掘調査報告』（長岡京市埋蔵文化財調査報告 第六集、一九九一年）
- 公益財団法人長岡京市埋蔵文化財センター『乙訓・西岡の要勝龍寺城』（特別企画展リーフレット、二〇一八年）
- 向日市教育委員会・公益財団法人向日市埋蔵文化財調査報告書 第一一三集、二〇一九年）
- （向日市埋蔵文化財調査報告書 第七集、一九九八年）
- 京都府立総合資料館『資料館紀要』第五号（一九七七年）、第六号（一九七八年）
- 京都府立総合資料館『革嶋家文書展』（重要文化財指定記念展図録、二〇〇三年）
- 向日市文化資料館『信長・秀吉と西岡』（企画展示図録、一九九六年）
- 向日市文化資料館『物集女地区古文書調査報告書』（向日市古文書調査報告書第七集、一九九八年）
- 熊本県立美術館・公益財団法人永青文庫『信長からの手紙』（重要文化財指定記念図録、二〇一四年）
- 大山崎町歴史資料館『國衆からみた光秀・藤孝』（企画展示図録、二〇一九年）
- 京都府立山城郷土資料館『光秀と幽斎』（特別展示図録、二〇一九年）
- 『向日市史』上巻（一九八三年）、下巻（一九八五年）、史料編（一九八八年）
- 『長岡京市史』資料編一（一九九二年）、本文編一（一九九六年）

展示協力者・機関

企画展開催にあたり、次の個人・機関の方々からご協力・ご指導を賜りました。末尾ではありますが、記して深謝の意を表します。

（五十音順・敬称略）

秋元せき 生嶋輝美 伊藤太 今村壽子 岡本隆明 木土博成 國友憲昭
中島信親 中島皆夫 中西昌史 新見康子 橋本貴明 原秀樹 福島克彦

松田道觀 六人部是継 安國陽子 山田貴司 山本琢

教王護国寺（東寺） 昌運寺 清淨華院 天龍寺 向日神社 来迎寺
物集女区 物集女城を考える会 物集女神役仲間

公益財団法人永青文庫 京都市歴史資料館 京都大学総合博物館
京都府教育庁指導部文化財保護課 京都府立京都学・歴彩館

熊本県立美術館 長岡京市教育委員会

公益財団法人長岡京市埋蔵文化財センター

公益財団法人向日市埋蔵文化財センター

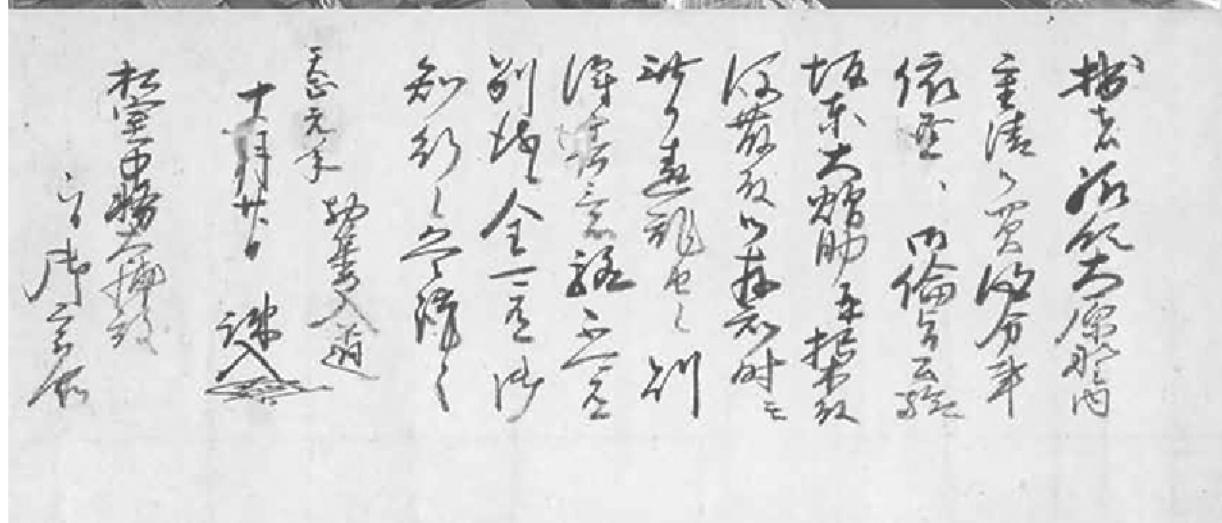
企画展

戦国時代の物集女と乙訓・西岡

令和二年（二〇二〇）三月二二日発行

編集 向日市文化資料館
〒六一七一〇〇〇一
TEL 〇七五（九三一）二一八二

印刷 三星商事印刷株式会社
大山崎町歴史資料館『國衆からみた光秀・藤孝』（企画展示図録、二〇一九年）
京都府立山城郷土資料館『光秀と幽斎』（特別展示図録、二〇一九年）
『向日市史』上巻（一九八三年）、下巻（一九八五年）、史料編（一九八八年）
『長岡京市史』資料編一（一九九二年）、本文編一（一九九六年）





2020
MUKO CITY MUSEUM

向日市文化資料館企画展

戦国時代の物集女と乙訓・西岡

令和二年(2020)二月二十九日～三月二十九日

明応十六
二月十九日(松田)
長秀(花押)(飯尾)
元行(花押)鶴冠井八郎次郎
雅盛(花押)

(花押)

竹田掃部左衛門尉
仲重(花押)

(花押)

物集女四郎右衛門尉
光重(花押)

(花押)

当所名主沙汰人等中

二 物集女氏の登場

3 神足友善等連署書状(折紙)

東寺百合文書を函三一一一

平孫右衛門尉
康弘(花押)

(花押)

神足孫左衛門尉
友善(花押)

(花押)

寒河大郎三郎殿
御宿所

一 物集女庄のひろがり

1 室町幕府奉行人連署奉書(折紙)

天龍寺文書五七〇

天龍寺付雲居庵領

城州物集女庄・長井

庄并諸散在等事、

為守護不入地、寺家

当知行之處、有違乱

族云々、事実者太不

可然、早年貢諸公事

以下、如先々可致其沙汰

由被仰出候也、仍執達

如件

4 下久世庄弥五郎跡壳下地注文

東寺百合文書口函四二

一 寺家江本役参分

弥五郎跡壳下地事

字樋口向 元八昌久庵持
武反 五斗武升 物集女彦次郎方分字同 壱反半 元八昌久庵持
壹段 元八昌久庵持

字同 壱斗八升 物集女清花坊分

字同 壱斗武升 竹千代方分

字フシノ木 元八昌久庵持
武反 四斗六升 物集女方分字高田節句田 元八昌久庵持
一反 壱斗二升 竹千代方分

字野田 武段 四斗武升 助四郎分

字七反垣内 字七反垣内 大藪
一反 三斗四升 福寿庵分

字御供田 元ハ弥五郎弟宗祥持
壱段 一斗武升 祐乘坊分

宇野田 元ハ昌久庵持
一反 武斗四升 谷次郎方分

字ムクタウ 一斗六升 助四郎分

字アセチ 一反

壱斗武升 又一斗武升 新加地子 小倉方分

已上壱町四反半

分米 武石九斗武升

一寺家無御本役下地分

字フシノ木 歳田 助四郎分

字シトロ 元ハ昌久庵持 大河 竹田掃部方分

以上四段

明応五年十月十六日 弘成（花押）

被出候間、幸寺家二
御渡之方にて御座
候之間、御催促候て被
召候へとの申事候

5 下久世庄公文正弘書状（折紙）

東寺百合文書を函四九七

尚々、御使之儀、
先々可被召上候、

是にても皆々可申候

御公事錢之儀、纏而

御返事可申入候

处、京都之普請二、

此間迄皆々在京
候之間、無其儀候處、
重而御使被下候、

就其各々被申
事二

一岡方儀者、以前如申候、
物集女方并大和彦

三郎殿依無沙汰候て、
不進之候、さ候時者、
自分之御未進にてハ

有間敷候由候
一兵庫方、是も前々
如申候、越後方不

尚々職事可申入候、
恐々謹言

九月廿四日 正弘（花押）

公文所殿 人々御中

被出候間、幸寺家二
御渡之方にて御座
候之間、御催促候て被
召候へとの申事候

一糸井前之儀、是も
以前御侘事申

懸候由申候、如何々候哉
一助四郎儀、罷上候て

申分すまし可申候
由申候

一大慈庵者、他行

ニテ候間、御催促之由
可申候
一弥七方儀者、涯分名
脇催促仕候て可進
之由候、先々御使之事者、
被召上候者可然存候、
尚々職事可申入候、
恐々謹言

九月廿四日 正弘（花押）

公文所殿 人々御中

被出候間、幸寺家二
御渡之方にて御座
候之間、御催促候て被
召候へとの申事候

一糸井前之儀、是も
以前御侘事申

懸候由申候、如何々候哉
一助四郎儀、罷上候て

申分すまし可申候
由申候

一大慈庵者、他行

為御心得、自惣中

委可申由候、御無沙汰

不可然候、依京都之

御返事、廳而可致

催促之由候、恐々

謹言

（明応七年）十二月十一日 野田上野介 泰忠（花押）

物集女四郎右衛門 光重（花押）

神足備前守 友春（花押）

久世上庄 御沙汰人中

其方喧嘩之由
承候、無御心元存候、
仍昨日竹田方江合

7 藥師寺元長折紙案（折紙）

東寺百合文書ヲ函一七一

桂地藏河原用水事、

福地新左衛門尉構新儀
押留条、為糺明被成

問狀之處、遂不及注

進上者、任公方御奉

書之旨、如先々可被引

彼用水間、可有合力

之由被仰出候、此方与力

衆、各被仰合可有御

合力候、恐々謹言

自慈觀庵、先年沾却申候

下地栗田式段之事、不審

申候之處、進置候支證明鏡候

高橋与三殿

物集女四郎左衛門尉殿
物集女四郎左衛門尉殿

卯月十五日 藥師寺備後守元長

神足孫左衛門尉殿

高橋与三殿

8 物集女光重書状（折紙）

東寺百合文書ツ函一二二

力之事承候、心

得申候、甲斐ゝゝ敷

儀者有間敷候へ共、

何時にも候へ、承

候て、若衆皆々合

力可申候、委細猶

竹田方可被申候、恐々

謹言

（文龜二年）六月十一日 物集女四郎右衛門尉 光重（花押）

東寺 中殿御宿所

9 慈觀庵慈音等連署請文

革嶋家文書一二七

自慈觀庵、先年沾却申候

下地栗田式段之事、不審

申候之處、進置候支證明鏡候

條、於以後苑角違乱不可申候、

為其證明、猶重而両方加

判形進候上者、永代御知行

不可有相違者也、仍而為後日

状如件

永正式年十二月十三日 慈觀庵 慈音（花押）

中嶋源六（花押）

口入人 革嶋三郎五郎（花押）

証人 宣令（花押）

物集女二郎兵衛（花押）

清忠（花押）

中嶋藤次郎（花押）

定清（花押）

三好長慶の台頭と物集女氏

10 三好長慶判物（折紙）

天龍寺文書六二九

天龍寺公用物集女
庄百石事、御同名

(物集女久勝)
兵衛大夫方 与被申結

条、遂糺明訖、所詮本

在所并散在分被分割、

此条被相定可被執置

一札之處、不及其儀、兩方

被存知段不事足者哉、

肝要者本役米沙汰來

下地被相拘之上者、為不詳

以算用速可有御寺納

候也、仍狀如件

天文廿四
五月廿六日
物集女太郎左衛門尉殿

天龍寺
長慶
(花押)

11 三好長逸書状 (折紙)

天龍寺文書六三〇

御状令拝見候、仍物集女

庄之内、御寺領御公用近

年未進在之由、蒙仰候、

就其、堅可申付之由、得

其意候、対物集女兵衛大夫、
(久勝)

具可申聞候、將亦御樽甘疋

被懸御意候、畏悅存候、旁

追而可得御意候、此由可預

御披露候、恐々謹言
仍今村備後方へ

十月十五日 長逸 (花押)

天龍寺

役者御中
御返報

12 物集女久勝書状 (折紙)

天龍寺文書六三一

当御公用之事、

大雨大水二付、

惣別遲引二候、

更非無沙汰候、

涯分申付急度

運上可申候、不可

有疎意候、恐々謹言

九月一日 久勝
(花押)

物集女兵衛大夫

天龍寺
御役者中
まいる
御報

14 三好長逸書状 (折紙)

天龍寺文書三六九

五月十七日 長逸 (花押)

(物集女)
三好日向守

物兵
御返報

13 三好長逸書状 (折紙)

今村家文書三七四

今村家文書三六九

尚々今修も紛候てハ

不申候、(今村備後守)今備も拙者へ

最前被申候、双方共

拙者令/存知候間、/有様

不可紛申候、此外不申候
御折紙令披見候、

仍今村同名中

申事二付而、様体

承候、兎角可為有

様候、委申度候へ共、

以外取乱候間、自是

可申入候、恐々謹言

遣折紙處、以一書、
様体承候、何も有様

段紛申間敷候、

委申度候へ共、取乱

候之条、不能審候、

恐々謹言

15 物集女国光等連署書状	東寺百合文書い函九九	渡辺市正勝 （花押）	小泉助兵衛尉殿 秀次 （花押）	中沢一丞 繼綱 （花押）	中沢一丞 繼綱 （花押）	柏原源介殿	木村奎左衛門尉殿	中西隱岐守殿	松山与兵衛尉殿 守勝	石原伊豆守殿	井内蛙介殿	柏原源介殿	中路壹岐守殿 光隆	小泉助兵衛尉殿 秀次 （花押）	十月十三日 三好長慶 （花押）	（物集女カ） 物兵太 御返報	（三好日向守） （好日向守）					
勝龍寺普請儀	東寺	年預御房	御同宿中	申付候間、被示合御勘	其表之儀、松山新介 （重治）	中西昌史氏所藏文書	16 三好長慶書状	東寺	勝龍寺普請儀	申候處、從筑州被相除候	承候、今度儀者、火急	普請候條、除御在所	守護不入何茂入間	敷由候間、早々普請	儀被仰付候、於御遲引者、	催促可申候、於御不審者、	茨木へ可有御尋候、	恐々謹言	（天文三年カ）今村紀伊守 六月廿五日 中路壹岐守 光隆 四手井左衛門尉 家保 寒川修理進秀	（花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押） <td>（好長慶） （好長慶） （好長慶） （好長慶） （好長慶） （好長慶） （好長慶） （好長慶）<td>（花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押）</td></td>	（好長慶） （好長慶） （好長慶） （好長慶） （好長慶） （好長慶） （好長慶） （好長慶） <td>（花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押）</td>	（花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押）
申付候間、被示合御勘	肝要候、次乱妨以下	可有停止事、專一候、	恐々謹言	（永祿元年）筑前守 五月十日 中沢猿法殿 野間又三郎殿	当所乱妨狼藉	東寺文書 千字文之部寒	四 信長上洛と明智光秀	東寺	申付候間、被示合御勘	肝要候、次乱妨以下	可有停止事、專一候、	進之候	進之候	進之候	進之候	進之候	進之候	（天文三年カ）今村紀伊守 六月廿五日 中路壹岐守 光隆 四手井左衛門尉 家保 寒川修理亮殿	（花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押） （花押）			
御停止之事、以御	朱印、被仰出上者、	聊以不可有異儀候、	萬一不寄誰々、不謂	族等於申懸者、急度	可有注進旨候、可被成		17 明智光秀折紙（折紙）	東寺	御停止之事、以御	朱印、被仰出上者、	聊以不可有異儀候、	萬一不寄誰々、不謂	族等於申懸者、急度	可有注進旨候、可被成	其意事肝要候、	恐々謹言						
朱印、被仰出上者、	聊以不可有異儀候、	萬一不寄誰々、不謂	族等於申懸者、急度	可有注進旨候、可被成	其意事肝要候、			東寺	朱印、被仰出上者、	聊以不可有異儀候、	萬一不寄誰々、不謂	族等於申懸者、急度	可有注進旨候、可被成	其意事肝要候、	恐々謹言							

三月廿八日 光秀
(花押)

東寺
惣御中

此内五百八十九文 庄引物

定残足式十九貫八百七十九文

永禄十一年上様御出張候砌、明知^(マサニ)拝領之
由被申押領候、然者、小野木殿西岡御
代官間、相理申候處、從去々年十五石之
分寺納申候

合式千八百二十六荷

同庄糟藁

18 久世上下庄年貢米公事錢等注文

東寺百合文書へ函二三五

(端裏書)
〔西岡二在之東寺領〕

東寺雜掌

東寺八幡宮領上久世庄年貢米事

合式百廿八石八斗四升五合五勺六合升 此内庄引物

壱斗 綾戸宮神樂米

式斗 同神樂米

四斗 藏王堂鐘給

三石三斗 本井料

式石 牛瀬井料

三石六升 桂庄井料

壱石四斗五升 本流田

壱石三斗 壱升八合 当流田

伍斗 倉付

伍石 此内壱石龜井新井料

以上十四石六斗二升八合

此外當免卅石斗 但寄年引之

合四十四石六斗二升八合

定残而百八十四石二斗 壱升七合五勺

此外新御寄進二十石 是ハ公文分之
内ヨリ出之

永禄十一年 公方様之時 一色駿河方へ

公方分給之時 ヨリ不出

同庄公事錢

合參十貫四百七十壱文

永禄十一年上様御出張候砌、明知^(マサニ)拝領之
由被申押領候、然者、小野木殿西岡御

代官間、相理申候處、從去々年十五石之
分寺納申候

19 細川藤孝の桂川西地支配

細川藤孝書状 (折紙)

長岡京市教育委員会所蔵文書

今度、為勝龍寺

城米、領内々所々諸

入組、信長被申付候、

雖然、貴寺事者、

異于他儀候、殊更以

(明智光秀)
〔里村紹巴〕

明十・臨江御理之

儀候間、上桂井朝原

内差置申候、如先々

可有御寺納候、猶宗及

可被申候、恐惶謹言

(元龜三年) 細川兵部太輔
九月四日 藤孝 (花押)

※この史料の展示は三月二〇日～二九日。

20 織田信長朱印状(折紙)

細川家文書

東寺
年預御坊

今度、被対信長

被抽忠節候、誠神

妙之至候、仍城州之内、

限桂川西地之事、

一職二申談候、全領

知不可有相違之

狀如件

元亀四

七月十日 信長(朱印)

細川兵部太輔殿

21 長岡藤孝判物(折紙)

東寺文書五常之部礼六

今度、限桂川西地

一職、為信長雖被

仰付、上久世井上野

事、依為八幡領、

不混自余申付候、

近年如有來、全可

有御寺納候、向後

不可有相違候、為其

如此候、恐々謹言

(天正元年)長岡兵部太輔殿
八月一日 藤孝(花押)

23 革嶋秀存起請文案

革嶋家文書一一五

(裏打紙端裏書)
「市助秀存ヨリ細川兵部大輔藤孝江盟書之案文自筆」

22 長岡藤孝折紙案(折紙)

東寺百合文書二函三〇五

今度、限桂川西

地一職、為信長雖

彼仰付、上久世井

上野事、依為

八幡領、不混自余

申付候、近年如

有來、全可有

御寺納候、向後不

可有相違候、為

其如此候、恐々

不可在之候、自然敵方又者
自何方^茂_{計略}之子細。在之者
有樣可申入候、少^茂_偽申者、
敬白靈社起請文事元亀四年二月十六日
革嶋市介秀存

細川兵部大輔殿

參

24 細川藤孝請文

革嶋家文書二二一

今度、對當城、無二之

御覺悟、不及是非候、於忘申候、御内衆へも此等之趣、

遂本意者、御馳走段不可被仰聞、弥被抽忠節候様、可

被申付候、為其、以誓言申候、
日本國中大小神祇、殊八幡大菩薩(天正元年)長岡兵部太輔殿
八月二日 藤孝(花押)

有表裏候、恐々謹言

(元龜四年)

三月九日

藤孝(花押)

革嶋市介殿(秀存)進之候

25 織田信長朱印状(折紙)

革嶋家文書二一一

其方進退之事、

御入洛之刻、細川

(藤孝)兵部太輔方令与

力筋目、今以不可

有相違候、陣參普

請已下、速可相談

事、簡要之状如

件

元龜三

九月三日 信長(朱印)

河嶋越前守殿(宣)

26 長岡(細川)藤孝折紙(折紙)

革嶋家文書二二一

今度、限桂川西地
一職、為信長被
仰付条、千代原
并上野、但除

東寺分、進之候、
被全領知、弥可

被抽忠節事、

肝要候、仍如件、

28 長岡藤孝判物(折紙)

松尾月読社文書三一七

当所名主百姓中

天正元 九月十四日 長岡兵部太輔(秀存)藤孝(花押)

革嶋市介殿

※24～26の史料は、一紙に統けて写したものがあり(革

嶋家文書一六一・二・三)、今回展示しているのはこ
の写である。

27 飯尾為清奉書(折紙)

松尾月読社文書三一六

松尾月読社領事、

為一職進止之處、代官

職稱有契狀之間、対

原田孫九郎雖被成

奉書、被申分子細

条、至彼御下知者、被棄

破訖、如先々為直務

上者、早年貢諸公事

物等可致沙汰松室代

(之脱カ)由狀如件

永祿十一 九月廿三日 (飯尾)為清(花押)

如先々可被全領知
事、肝要候、仍狀
如件

天正元 九月廿九日 長岡
藤孝(花押)

松室左衛門佐殿

29 革嶋秀存放状(折紙)

松尾月讀社文書七一

松尾月讀神領事、
今度、我等仁被仰付、
雖被且納、御代々
被帶、御判御下知、
當知行無紛候間、即

持返申候、然上者、田
畠山林所々散在、如有
來悉可有御社納事、

々簡要候、向後於子々
孫々不可有違乱者也、

仍放狀如件

元龟三
革嶋市介
秀存
花押

松室左衛門佐殿
御宿所

30 物集女疎入書状（折紙）

松尾月読社文書七二一

拙者給領大原野内
重清御買得分事、

依有 御倫旨（繪）・公驗、

坂東大炊助井把木殿・
後藤殿御存知時モ、

無御違乱由候、則

得其意、聊不可有
別儀候、全可有御

知行候、恐々謹言

天正元年
十月廿日
物集女入道
（花押）

松室中務太輔殿
まいる
御宿所

31 長岡藤孝折紙（折紙）

愛宕山尾崎坊文書五九一七

當所之事、為山城

國之条、雖可申付、聊

有分別、加遠慮之處、

京都御代官兩人、以折紙

被申付之由、如何子細候哉、

限桂河西地一円被仰付、

任 御朱印之旨、可存知

間、年貢諸公事物、如先々

可令納所、若於他納者、

可為二重成者也、仍折紙

狀如件

九月廿九日 長岡
藤孝
（花押）

外畠
名主百姓中

32 織田信長書状案（折紙）

愛宕山尾崎坊文書五九一五

朱印遣之、無異

儀候處、渡辺大郎

左衛門尉と云もの、
無故下司職となん

号之、令違乱候間、

曲事之旨申付、

これも競望を止、

尾崎坊一職當知

行之處、自其方

違亂之由候、如何敷候、

愛宕之儀と申

朱印を遣以筋目、

寺務無別儀候者可

然候、不混自余之儀候、
但存分有之者、上洛之

時可決候、自然

強所務など候てハ

不可然候、恐々謹言

六月十日 信長
（細川藤孝）
長岡兵部太輔殿

六 物集女氏の最期

謹言

(天正三年) 十月四日 信長(黒印)

33 織田信長黒印状

米田家文書

委細被示越候、披
覽候、誠今度者、(越前)
(賀賀)两国申付候、依之

方々辛劳無申

計候、殊先衆同

前相動候事、感情

不斜候、將亦、播

州表并丹後之儀

被申越候、得其意候、

尚々様子為可被

聞届、飛脚被遣候由、

精入候段珍重候、相

替事候者、注進專一候、

次物集女事、曲者

儀連々申候き、生害

させられ候由、可然候、

來十日可令上洛候間、

万々期面候、呉々

今度者方々辛勞

候つる、被相甘候哉、恐々

其以後杉原殿、又小野木殿西岡御存知之時も
(家次) (重次)
種々令才覚、折紙共相調無別儀候、寺之

修理等隨分仕、如此上者、崇恩寺たいし円監寺

者中興にても可有之と存候事

34 崇恩寺看坊慶隆申狀

天龍寺文書七八五

天龍寺之下 崇恩寺看坊謹言上

一天龍寺之下、物集女庄之内崇恩寺之事、

看坊德都寺以後成都寺死去之刻、

彼庄公文物集女(忠重)疎入と申仁、本寺天龍寺

へ崇恩寺之看坊可有御移旨雖被申、從

天龍寺誰も御うつり無之により、公文疎

入方、深草之宗円と申僧を二三年も留

守居ニおかれ候つる事

一宗円と申者、天龍寺之僧にても無之に

在寺いかゝと存、拙僧師にて候円監寺、疎入江

申理、本寺天龍寺へも相届、移被申候、其

(天正三年)翌年物集女疎入を長岡兵部大輔殿御成

敗之刻、同在所之内に御座候故、崇恩寺を

も打破、本尊まで勝龍寺へ取て參候を、円監寺

調法いたし買請申候、勿論寺領等長岡殿被成

御競望候を、色々御理申折紙給、無別儀候キ、

諸公事等之事、帶証文之

七 物集女庄の終焉

35 織田信長朱印状案

天龍寺文書六六五

上者、如先規為直務一職、

従当年可全領知并臨時

課役所令免除之状如件

天正八年辰八月日

(織田信長)
御朱印

当寺雜掌

36 天龍寺某書状案

天龍寺文書六六六

天りう寺の事、(後醍醐) (天皇)
の御ために、(勅定) (建立)
なされ候、然ハ、(西岡) (物集女庄)
御(寄進) (以来)、(當知行) (相違)
然共、(近年) (近年)
いてんにおよひ、(迷惑) (刻) (新)
御(寄進) (思召)
せんきの(先規) (如直務)
御朱印(成下)
けなく可存候、此むね可然やうに御
(批霑)
ひろう頼たてまつり存候、以上

37 天龍寺常住指出

天龍寺文書六七五

天龍寺常住指出之分

西岡之分

三拾八石八斗五升 物集女庄公用米

五石 土川ニ在之

武石 岡之山手

九斗 千世原之山手

七斗 谷之山手

壱石六斗 散在之山手

五斗 定使給

壱石六斗八升 寺辺在之分

壱石六斗 五斗

壱石六斗三升 上嵯峨地子年中分

六石八斗四升 行者衆 寿真

五石四斗武升 納所得監寺分

壱石六斗七升 寿元

三石五斗 力者衆 与三左衛門

武石六斗 与介

武石武斗 弥三郎

壱石武斗 大郎衛門

四斗 已上八拾八石七斗五升

堂屋敷

右

38 維北軒領指出

天龍寺文書六九五

天龍寺内維北軒領指出之事

都合武拾武石三斗四升六合内 所々散々二在之

六石壱斗九升者 年中二 河端内在之

七石壱斗七升者 同 天龍寺門前二在之

壱石三斗九升二合者 同 下嵯峨内山本二在之

四斗者 高田内二在之

五斗壱升者 上嵯峨二在之

壱石六斗武升四合者 池浦内二在之

壱石七斗者 生田内二在之

壱石七斗六升者 西岡谷内二在之

壱石六斗者 同物集女内塚原二在之

右

39 崇恩寺領指出

天龍寺文書六九九

天龍寺内崇恩寺領指出之事

都合拾六石四斗六升八合内 所々散々二在之

拾三石武升者 西岡物集女内二在之

八斗八升者 同塚原内二在之

壱石六升八合者 同沓掛内二在之